

令和6年度経済産業政策関係調査事業 （民主資本主義国における今後の経済社会 運営システムの在り方に関する調査）

最終報告書

令和7（2025）年3月



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

本事業の背景と目的



背景

- 資本主義・民主主義を採用する国において、課題が表出
 - 経済の低成長、格差の拡大
 - 民意の二極化
 - 保護主義的政策の拡大
- これに伴い、「自由民主主義」国の数はグローバルに減少



- 対して、資本主義・民主主義の限界の克服を目指す動きが活発化
 - ステークホルダー資本主義、公益資本主義...
 - 熟議型民主主義、デジタル民主主義...
- 上記を受け、政策形成過程についても、モデルの修正が図られつつあるとの認識



目的

左記を踏まえ、日本国政府・経済産業省としても、今後、政策形成過程の高度化を求められるシーンが拡大することに備えておく必要がある

よって、本事業においては、本事業では、以下について、経済産業省としての知見・見解を蓄えることをゴールとする

- 世界各国（主要国）の政策形成過程についての基礎情報・改革事例
- 上記を基にした、我が国の今後の政策形成過程の高度化に向けた検討への示唆

シンクタンクの積極関与や、政治任用制度により、政策形成に関与するアクターが増加

調査結果サマリ1/3: アクターの増加

① 諸外国ではシンクタンクが積極的に政策立案に関与

- 米国では、政府直下の他、政府が一定の予算を複数年で付与するFFRDC制度でシンクタンクがリサーチや政策ワークショップ等をリード
- また民間シンクタンクも多く設立されており、企業やアカデミア、非営利団体等を出資母体として自身の信条に沿った政策提言レポート等を発行
- 韓国でも、政府が民間企業や大学との連携強化を目的とし、産学官が連携するシンクタンクの設立推進や研究開発への税制優遇を実施し、シンクタンクが増加傾向

② 政治任用制度を通じて、民間人を行政へ巻き込み

- 米国では、政権交代時に数千人単位での民間任用が行われ人材の行き来が活発化
 - 上級ポストだけでなく、実際の手を動かすスタッフ等も大統領の政治方針に合致する人材が任用される
- ドイツ・台湾・英国でも米国ほどは多くはないが一定政治任用の制度が存在
 - ドイツでは、500名程度の政治任用の半数が省庁外の出身者
 - 台湾では、150名程度が政治任用職(政務人員)
 - 英国では100名程度が政治任用職で、うち20%程度はシンクタンク・メディアから参画

具体的な課題設定や、デジタルツールを使い、効率的に多様な民意を吸い上げ

調査結果サマリ2/3: 多様な民意の吸い上げ

③具体案を示したうえで議論の場を設けることで、民間企業の意見を事前に吸い上げ政策に反映が可能

- 米国商務省はCHIPS法公開にあたり、情報提供依頼(RFI)を公開して意見募集し、具体的な修正案を企業・団体から回収
 - RFIを実施する際に、想定されるガイドライン案等を示しつつ、具体的な質問内容を絞ることで回答しやすい設計を意識
 - 集まった回答や、政策反映方針を政府が発表
- 韓国カーボンニュートラル政策では、市民と議論する公論委員会や産業界を巻き込むカーボンニュートラル・グリーン成長委員会を通じ温室効果ガス削減目標についての上方修正やタイムラインの延長を実施

④加えて、台湾ではデジタルツールを使い効率的な民意の吸い上げを実施

- Joinでは5000人以上の署名が集まった場合には、政府が回答をするという条件を設け、一般市民の提言を政府内で検討する方法を確立
- vTaiwanでは複数のツールを用いて、対立する市民意見をまとめあげ、政策提言まで昇華

合意形成においては、ステークホルダーをうまく巻き込んで早期に合意を図りつつ、前頁多様な意見の吸い上げとセットにすることで、政府の応答性を担保しつつ、政策を判断

調査結果サマリ3/3: 合意形成に向けたステークホルダーの巻き込み

⑤ 民間企業やシンクタンクが積極的に方針立案～詳細議論に関与し政策形成を推進

- 米国ではCHIPS法やオバマケア成立時にはシンクタンクや業界団体とコンサルティングファーム等が政策の必要性や、内容を裏付けするレポートを発行
- 具体的な要件定義に際しても、情報提供依頼書(RFI)を政府が公開し、ガイドライン案などへの赤入れや修正案提出を企業が実施
- 韓国国民基礎生活保障制度(NBLS)の2015年改革においても、シンクタンクがレポート内で具体的な課題・解決策整理を実施

⑥ デジタルツールを用いて民間レベルでの政策立案を推進する例も存在

- 台湾でもVTaiwanでは、主義主張に応じてステークホルダーをグループ分けし、オンライン上での公開議論を通じて、対立意見をとりまとめ

⑦ 加えて、政府主導や特定グループとの議論で政策を推進する際には、効率的な意見吸い上げを平行して実施し、政府の応答性を担保しつつ、政策を判断

- 韓国のグリーンエネルギー政策では、業界団体や市民へ意見提出のアンケートを実施し、幅広い意見吸い上げを実施
- 米国でも、情報提供依頼書(RFI)を通じて収集した意見および反映方針をとりまとめて公開し、民意を反映

Agenda

1. 調査概要
2. 各国調査結果

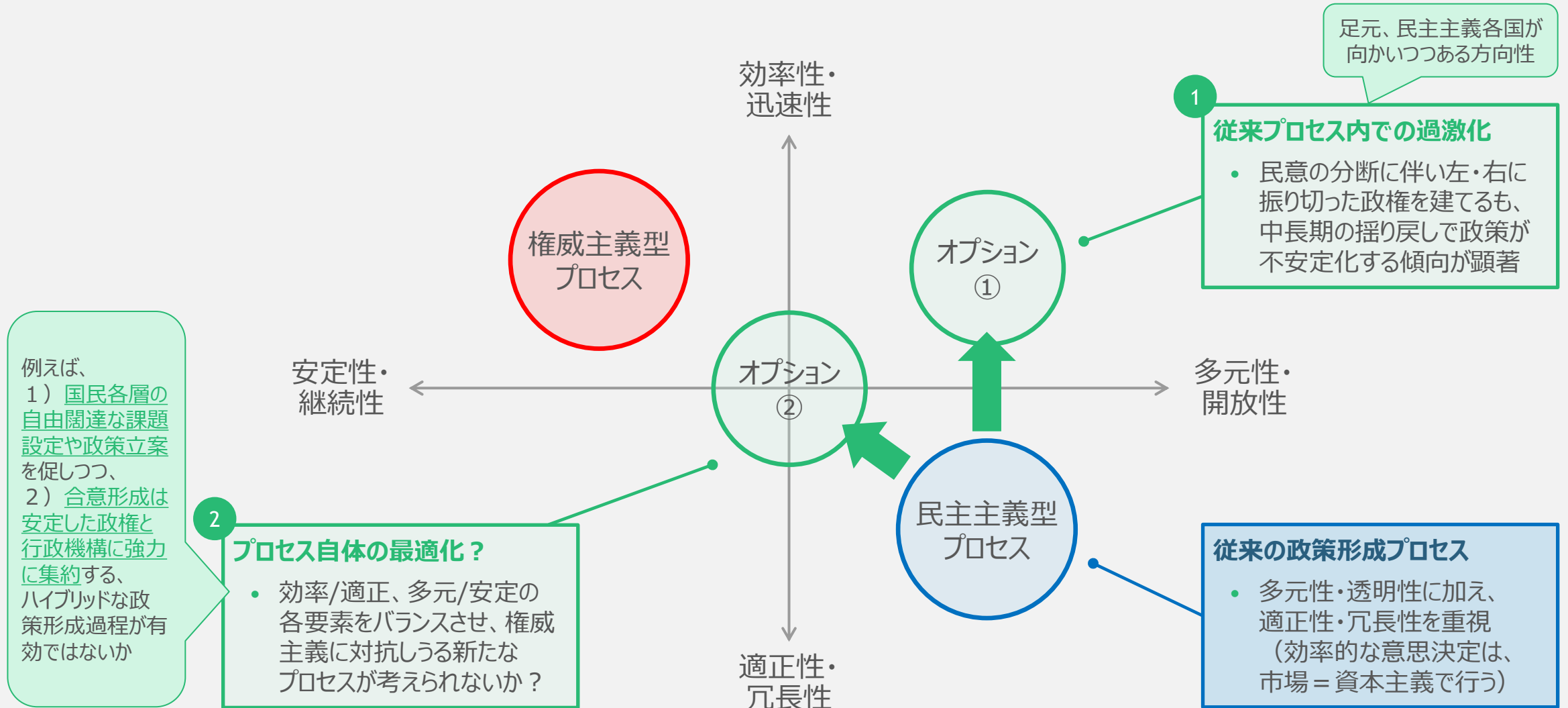
Agenda

1. 調査概要

2. 各国調査結果

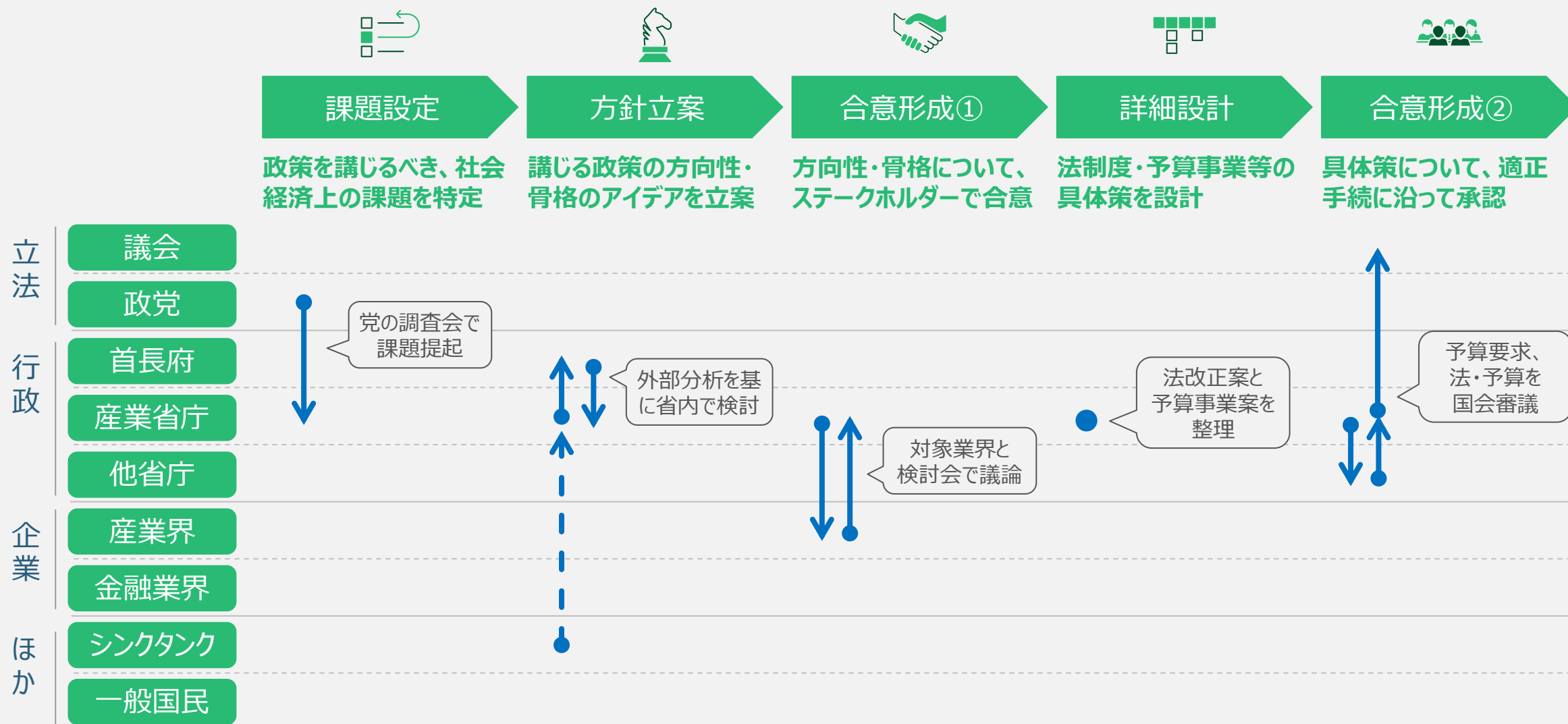
効率的・効果的に調査を実施するため、次のような点を念頭に置いた

基本方針（1/2） - 政策形成過程のモデル（イメージ）と課題感



「政策形成プロセス」を複数のステップに分解して検討

基本方針（2/2） - 政策形成過程とアクターの俯瞰図（イメージ）



主に3つのソースから調査を進めた 事業実施方法

業務（調査分析）内容

基礎調査

- 仕様書3(2)相当
- 各国の産業政策を題材に、政策形成プロセスにおける各アクターの機能を把握
 - 役割・影響度
 - 相互の人材流動性

改革事例調査

- 仕様書3(3)相当
- 2010年代以降を中心に、各国の政策形成プロセスの改革に向けた取組を把握
 - 改革の実例
 - 改革の構想・議論



実施方法

仮説・進め方の整理

- 経産省担当者と協議し、示唆仮説（分析の視点）や調査実施方法を確認

調査 A - 既存知見整理

- シンクタンク、研究機関等（弊社を含む）による関係する調査の前例を整理

調査 B - 文献調査

- 公表文献（対象国政府によるもののほか、関連ウェブサイト情報等を含む）を整理

調査 C - 専門家インタビュー

- 対象国の政策形成に関わる弊社内外（国内外）の専門家と議論

示唆の抽出・報告書作成

- 左記A-Cの調査結果を統合整理
- 「分析の視点」に照らした示唆を抽出
- 上記につき、経産省担当者と協議

シンクタンクや研究機関等の関連調査の前例も活用

外部既存知見詳細

対象国	レポート 発行年	実施機関 (国)	レポートタイトル	概要
1 米国	2023	アーバン・インスティテュート、 全米都市連盟 (米国)	地方政府のための政策およびシステム変更 コンパスの開発	都市がどのように「政策およびシステム変更コンパス」を活用して複雑な問題に取り組み、目標を 達成するかについての提案
	2016	エビデンス・コラボレーティブ・ ーガニゼーション (米国)	証拠に基づく政策立案の原則	政策立案者、機関の責任者、およびその他の公共のリーダーが公共部門での成果を向上させる ための、証拠に基づく政策立案の原則についての考察
2 韓国	2020	韓国地方政府学会 (韓国)	政策決定過程の手続き的合理性分析: ソウル エネルギー公社を中心に	ソウルエネルギー公社の変遷過程を政策決定の手続き的合理性という観点から分析
	2019	韓国政策学会 (韓国)	中央政府の政策過程モデル	韓国の中央政府の政策決定過程を説明する理論的モデルの分析
	2014	野村総合研究所 (日本)	各国における経済産業政策に関する組織体制 及びマネジメントに係る調査	現在の組織体制の紹介や、組織体制の改革の経緯とプロセスを紹介
	2011	行政安全部中央公務員教育院 (韓国)	政策段階別教育教材開発	政府の主要な政策事例を政策形成および策定過程の前後の文脈を中心に深層分析
3 台湾	2023	台湾国立政治大学公共行政学科 (台湾)	「デザイン」としての公共政策: 政策設計から デザイン思考へ	デザイン思考が伝統的な政策設計とどのように異なるのかを説明し、両者が公共政策管理に おいて果たす役割と直面している課題、特に政策決定における概念革新と人材育成の調整に 関して分析
	2015	中華評論通信社、中評シンクタンク 基金会、兩岸政策協会 (台湾)	台湾のシンクタンク形態と兩岸政策形成決定 過程	国民党と民進党の兩岸政策決定における特徴や、シンクタンクはその決定過程でどのような役割 を果たしているかについての分析
4 ドイツ	2017	欧州政策研究所 (ドイツ)	ドイツ連邦政府における意思決定と欧州政策 調整	連邦の省庁間での違いを調停するためのさまざまな機関を設け、可能な限り分権的な意思決定 をするための明確な調整メカニズムの分析
	2014	野村総合研究所 (日本)	各国における経済産業政策に関する組織体制 及びマネジメントに係る調査	直近の主要な省庁の再編事例や現在の体制、国家産業戦略の紹介
5 イギリス	2011	Institute for the Government (英国)	現実の世界での政策立案	英国政府の政策立案プロセスを評価し、過去14年間の改革努力を分析し、政策立案のプロセ ス、質、構造、政治的要因に焦点を当て、政策の成功と失敗の要因を分析
	2018	独立行政法人経済産業研究所 (日本)	英国におけるエビデンスに基づく政策形成と日本 への示唆	1990年代後半以降の英国におけるエビデンスに基づく政策形成 (EBPM) の進展状況を、エビ デンスの「需要」と「供給」の両面から詳細に分析

Agenda

1. 調査概要

2. 各国調査結果

各国サマリー

対象国

概要

1

米国



- 政策立案においては冷戦以前から業界団体やシンクタンクの役割も大きく、課題分析や政策案のエビデンスの提供、助言、評価等を実施
- 合意形成においては二大政党制の下、長期・安定的な政治主導は難しいものの、大統領令の活用や政策試行の実施によりプロセスの合理化・迅速化を実施
- オープンな政策形成実現のために、(1)市民参加の促進、(2)専門家や利益団体の参加促進、(3)情報の透明性の向上の多様な取り組みを実施

2

韓国



- 政策立案においては、課題設定・方針立案段階で民間企業やシンクタンクも参画し幅広い意見を取り入れるが、方向性が定まると政府主導で法案化を推進
- 合意形成においては米国と同様に二大政党制のため、政策の方向性は大統領が変更されると大幅に変化する場面が多々見られる
- 課題設定・方針立案時点で幅広い意見を取り入れるために、(1)民間企業やシンクタンクの参加促進や(2)直接的な市民参加機会の拡大、(3) デジタル技術の活用によるプロセスの透明性とそれに伴う市民の参加意欲向上等の取り組みを実施

3

台湾



- 政策立案においては、オンラインプラットフォームを通じて容易に一般国民からの意見を議題設定に反映させる仕組みがあり、合意形成段階では国民投票も活用
- 合意形成においては二大政党制だが、国の産業多様性や中国との関係の性質上党をまたぎある一定の政策を保つ
- デジタル技術の活用に注力しており、(1)デジタルの活用による市民参加機会の拡大、(2)デジタル技術によるプロセスの透明性とそれに伴う市民や民間企業の参加意欲の向上、(3)シンクタンクとの連携強化の取り組みを実施

4

ドイツ



- 政策立案においては、議題設定時には企業やシンクタンクからも意見を取り入れるが、方針立案以降は政府主導での推進が主
- 合意形成においては国民から指摘や強く抗議された場合は意見を吸い上げ政策へ反映、元の方針を大幅に変更することはまれである
- データの質とアクセスのしやすさを重視したデータ公開を中心に、(1)民間の参加促進や(2)透明性の向上のための取り組みを多数実施

5

イギリス



- 政策立案においては議題設定時は政府や議員が推進、方針立案以降は政府主導の元、民間、シンクタンク等の意見を取り入れながら推進
- 合意形成においては非公式な場で議員と企業、関係団体が協議し、政策の詳細を決定することが多く、不透明性に対する国民の不満は多い
- 課題設定・方針立案時点で幅広い意見を取り入れるために(1)議員と企業団体との長期的な非公式協議の場所(2) 直接的な市民参加機会の場所の提供を実施している



1 米国

業界団体やシンクタンクの役割も大きく、課題分析や政策案のエビデンスの提供、助言、評価等を実施

(2)-各主要国・地域における政策形成過程:機構 | 米国の政策形成プロセス ■ : 民間の具体的な関与ポイント

		議題設定	方針立案	合意形成①	詳細設計	合意形成②
立法	国会 (議員)	立法提案や政策課題を設定			議会内で政策の調査と分析を行い、法案をマークアップ	下院及び上院で審議
	政党 (職員)					
行政	首長府 大統領 高級管理職 ¹	国家の基本方針や主要政策の方向性を設定し、政策課題を提示				大統領は最終的に署名または拒否権を行使
	各省庁 関係機関 (職員)	専門分野ごとにデータを分析し、政策が必要とされる分野を特定	外部の専門家から助言を受けながら具体的な政策案を作成		法律草案や規制案を作成し、具体的な政策提案を設計	
民間	業界・ロビー団体	利益団体からのロビイングによる議会や行政への意見	業界団体や企業が、政策案に対する意見を表明	政府が公聴会や委員会を開催し、業界団体等の意見を聴取		
	シンクタンク					
	政府系	政策課題の分析や未来予測を行い、研究結果を政府に提供	政策案のエビデンスを提供し、専門的な助言を実行			
	官民共同					
	民間					
	アカデミア					
	メディア					
	一般国民					
	電子ツール	公聴会や市民対話セッションを通じて意見を提供		公聴会や市民対話セッションを通じて意見を提供		
	デモ					

Source: 米国の統治の仕組み - 連邦政府 - AMERICAN CENTER JAPAN; 米国における政策策定プロセスとロビー活動にかかる調査報告書 - ジェトロ
 Note: 1.内閣 (長官), 内閣 (副長官), 大統領特別アドバイザー, Executive Office of the President スタッフ, 独立省庁機関, その他独立機関等の任命高級管理職 (EPA等)

政策形成の主要なアクターと概要

(2)-各主要国・地域における政策形成過程:機構 | 米国のアクター

		人数	主要団体/役職
立法	国会 (議員)	上院: 100人 下院: 435人	民主党、共和党出身の議員 (上院は任期2年、下院は任期6年)
	政党 (職員)	約数千人	民主党、共和党の連邦レベルのサポートチーム - Democratic National Committee(~500)、Republican National Committee(~300)。上院、下院はCongressional Committee やSenatorial Committeeという組織が選挙をサポート
行政	首長府		
	大統領	1人	—
	高級管理職 ¹	約1,000人	長官、副長官、次官等
	各省庁	約300万人	各省庁の職員、Department of Homeland Security、Defense²等
民間	関係機関 (職員)	数百人以上	Director of National Intelligence, Assistant Secretary for Economic Development等のリーダーシップ・部長役職
	業界・ロビー団体	多数	Chamber of Commerce、American medical association (AMA)、AFL-CIO (労働組合)、PHRMA (製薬開発団体)、AHIP (保険会社団体)、防衛メーカー、NAM (製造業団体) 等
	シンクタンク		
	政府系	数百人以上 規模/社	Congressional Research Service (国会傘下のシンクタンク、議員が様々な分野の分析のため活用)、Bureau of Economic Research (主に新しい経済政策の影響を策定)
	官民共同	0~250人規模/社	RAND Corporation、Wilson Center (Foreign policy think tank)
	民間	0~250人規模/社	Heritage Foundation、Brookings Institution、AEI、Manhattan Institute
	アカデミア	主要大学約20大学	アイビーリーグの大学、Georgetown大学、Northwestern 等
	メディア	約20社(主要)	- 報道: NBC、CNN、ABC、CBS、Wall Street Journal Fox News、USA Today、Politico、Bloomberg、Reuters 等 - 記事媒体 (紙・ネット): New York Times、Washington Post、Bloomberg、Reuters
	一般国民		
	電子ツール デモ	人口約3.3億人	—(特に影響の大きいツール等は見受けられず)

Source: 米国の統治の仕組み - 連邦政府 - AMERICAN CENTER JAPAN; 米国における政策策定プロセスとロビー活動にかかる調査報告書 - ジェトロ
Note: 1.内閣 (長官), 内閣 (副長官), 大統領特別アドバイザー, Executive Office of the President スタッフ, 独立省庁機関, その他独立機関等の任命高級管理職 (EPA等)、2.軍隊・軍人は除く



オープンな政策形成実現のために、(1)市民参加の促進、(2)専門家や利益団体の参加 促進、(3)情報の透明性の向上の多様な取り組みを実施

(2)-各主要国・地域における政策形成過程:機構 | 米国の政策形成関連の取り組み

(1) 市民参加の促進

- オープンガバメントによる指令 (Open Government Directive)(2009年~現在/ホワイトハウス主導)
 - オバマ政権の下で、**政府データの公開と市民アクセスの向上を目的としたポータルサイトData.gov**を開設し、市民や企業も政策分析や提言が可能に
- オンライン意見の募集 (Notice-and-Comment Rulemaking)(2003年~現在/行政管理予算局主導)
 - 行政機関が新しい規制案を提案した際、**Regulations.gov**というポータルを通じて**市民からのコメントを募集**し、提案内容とコメントを公開。これにより、市民や団体が政策形成に直接影響を与えることが可能
- スマートシティプログラムの実施 (2015年~現在/ホワイトハウス・エネルギー省・国立科学財団主導)
 - 地域レベルで、市民がリアルタイムで政策提案を行えるテクノロジープラットフォームを導入
 - 市民が交通、環境、エネルギーなどの課題に関して、政策改善案を提出可能

(2) 専門家や利益団体の参加促進

- Lobbying Disclosure Act Databaseの活用 (1995年~現在/議会事務局・司法省主導)
 - **ロビイストの活動内容や支出を記録**し、市民がアクセスできる仕組みを構築することで、利益団体の政策提案や影響力を公開
 - 2022年にLobbying Disclosure Act Databaseにおけるデータ項目が増え、ロビー活動の透明性がさらに向上
(例: ロビイストの会合頻度や対象政策の詳細記録)
- 連邦諮問委員会の設置 (Federal Advisory Committees)(1972年~現在/各省庁主導)
 - 政府は特定の**政策分野に関する専門家や業界団体、市民団体を招き、諮問を実施**。これにより、幅広い意見を政策形成に取り入れている
 - 2021年に連邦諮問委員会法 (FACA) のガイドラインが更新され、委員会のメンバー構成や議事録がより詳細に公開されるようになった
 - また、2020年に専門家がオンラインで政策案を評価できるプラットフォームがいくつかの省庁で試験的に運用開始した

(3) 情報の透明性の向上

- ブロックチェーン技術の活用(2020年~/国土安全保障省主導)
 - 国土安全保障省 (DHS) が**移民データ管理や政策形成プロセスの透明性を向上するため、ブロックチェーン技術の試験プロジェクト**を開始
- 情報自由法の制定(Freedom of Information Act: FOIA)(1966年~現在/各連邦政府機関主導)
 - 市民は政府の公式記録にアクセスする権利を持ち、政策形成の背景やプロセスを透明化することが義務付けられている
 - 2021年にはFOIA.govが新しいダッシュボードを導入し、申請や追跡プロセスがさらにデジタル化された。これにより**連邦政府各機関の情報公開実績をリアルタイムで確認**できる仕組みが整備され、情報へのアクセスが大幅に改善した

政治任用職が政権交代と同時に交代するため、アクターの移動が盛ん

(2)-各主要国・地域における政策形成過程:人材 | 米国の主要なアクターのキャリアパス

		前職や出身団体等	育成方法	キャリアパス
立法	国会 (議員)	弁護士、医療関係者、実業家、地域社会のリーダー、企業経営者、元軍人等	- 新人議員向け研修 - 政党勉強会、研修 - シンクタンク主催の研修	当選する限りは職を継続する形が一般的 行政上級職、閣僚・閣僚級高官、業界団体社外取締役等
	政党 (職員)	他政権選挙活動チーム、マネージャー(資金調達担当者、通信スタッフ、活動家等		職員としてキャリアパスの土台を作り下記へ転職 高級管理職等の任命職、議会スタッフ、政府関連の職務、選挙活動コンサル
行政	首長府			
	大統領	副大統領、上院議員、知事、官僚、軍人、法的キャリア、外交官、アカデミア	—	任期満了後多様な活動に従事 政党顧問や選挙活動、講演、等
	高級管理職 ¹	民間、法律事務所、教育・研究期間等が多数 職業公務員出身者は少数	大統領選挙活動のサポート、担当業界の経験	基本政権交代と共に一斉交代 ロビー団体、議員、複数の職種から任命され、就任後はそれぞれの業界活動復帰等
	各省庁	新卒キャリア公務員	- オンライン研修 - 幹部候補育成プログラム	定年まで在籍が主流 産業界で活動も一定数存在
	関係機関 (職員) ²	民間、法律事務所、教育・研究期間等が多数 職業公務員出身者は少数	議員・大統領選挙活動の運用サポート	基本政権交代と共に一斉交代 ロビー団体、議員、業界活動復帰等
民間	業界・ロビー団体	基本は自身の職種に応じた団体へ継続所属	—	基本は自身の職種に応じた団体へ継続所属 議会スタッフや政治任用職への転職あり
	シンクタンク			
	政府系	大学院(修士、博士)、アカデミア(教授)等	- 大学・大学院での論文・研究等 - シンクタンク内のフェローシップや、プログラム - 大学・政党と連携したワークショップ	数年未満の短期政府任命で行政へ出向後、同組織内昇進またはアカデミアへ転職
	官民共同	大学院(修士、博士)、政府関係者、キャリア公務員、コンサルタント会社		一部政府任命もあるものの、基本は転職をせず定年まで勤務が主流 - 給与やWLBも良く、「デニュア」を目指すため - また各社政治的傾向が異なり、別派閥への移転も難しい
	民間	社員は学部生・大学院生 幹部は政府高級管理職、議会補佐官、政治任用者等		
	アカデミア	アカデミア出身が大多数	学部、大学院、PhDを経て教授キャリアを開始	転職をせず定年まで勤務が主流
	メディア	放送大学、ジャーナリズム専攻等	地方局等	同組織の昇進

Source: US Department of State HP; デスクトップリサーチ; BCG概算

Note: 1.内閣 (長官), 内閣 (副長官), 大統領特別アドバイザー, Executive Office of the President スタッフ, 独立省庁機関, その他独立機関等の任命高級管理職 (EPA等)、2Independent and Semi-Independent Government Agencies等

Copyright © 2025 by Boston Consulting Group. All rights reserved.

17

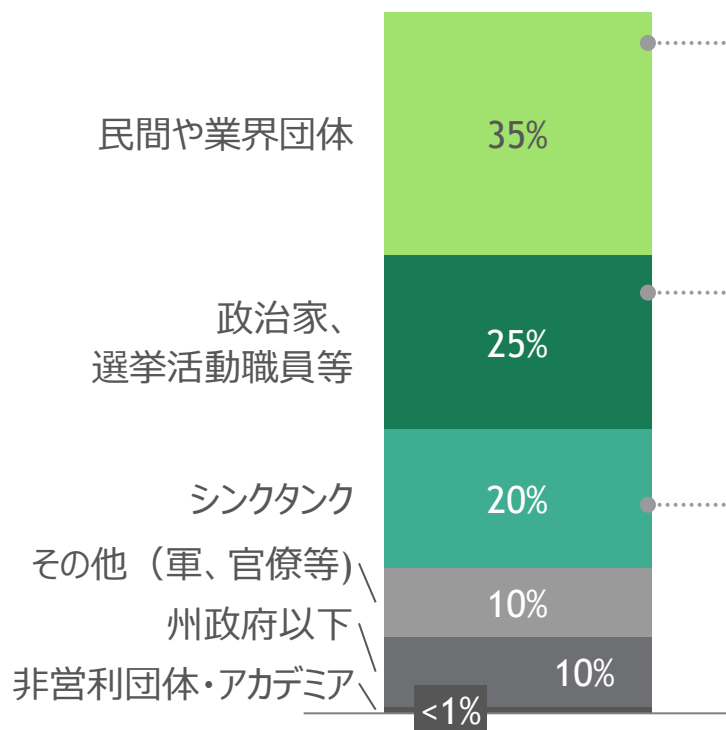


政権ごとに数千人単位での大統領・政府任命が上級役職～下部職員まで広く行われるため、政府・民間の人材の行き来が活発化し、政策立案ノウハウが民間でも確立されている

(2)-各主要国・地域における政策形成過程:人材 | 米国の主要なアクターの移動事例

政治任用の割合

政権交代ごとに約3~5,000人が大統領・政府任命で高級管理職や関係機関の部長役職に就任



各ステークホルダーの特色や概要

民間や業界の重要な一分野として金融業界が存在

- 財務長官は金融業界から選ばれることが多い、また、経験を活かし、複数の分野で活躍する場合も存在する
 - 例: バイデン政権では、国土安全保障省のロブ・シルバース次官(ゴールドマン・サックス)、アビー・デイト(ゴールドマン・サックス)、サイバーセキュリティ・情報セキュリティ庁のジェン・イースタリー次官(モルガン・スタンレー)等

政治家、選挙活動職員等は選挙活動に大いに貢献した支援者を重要ポストへ任命

- 選挙活動の若手が特別補佐官になる事例有
- オバマ氏の選挙活動統括者はのち、大統領特別アドバイザーに任命(David Axelrod氏、David Plouffe氏)

シンクタンク

- 政府・官民系: 任命者の6割以上を構成。政府と関係性が存在するため、任命されやすい構造。就任後は元所属団体またはアカデミアに移籍するキャリアが大多数。政府系のため、研究出版は中立の立場が要される
- 民間: 任命ポストは少数だが、政権交代により同じ政治的傾向のシンクタンクから任命されることが多数
 - Obama大統領 - Center for American Progress (リベラル派)
 - Bush大統領 - American Enterprise Institute (保守派)
 - Trump大統領 - Heritage Foundation(保守派)

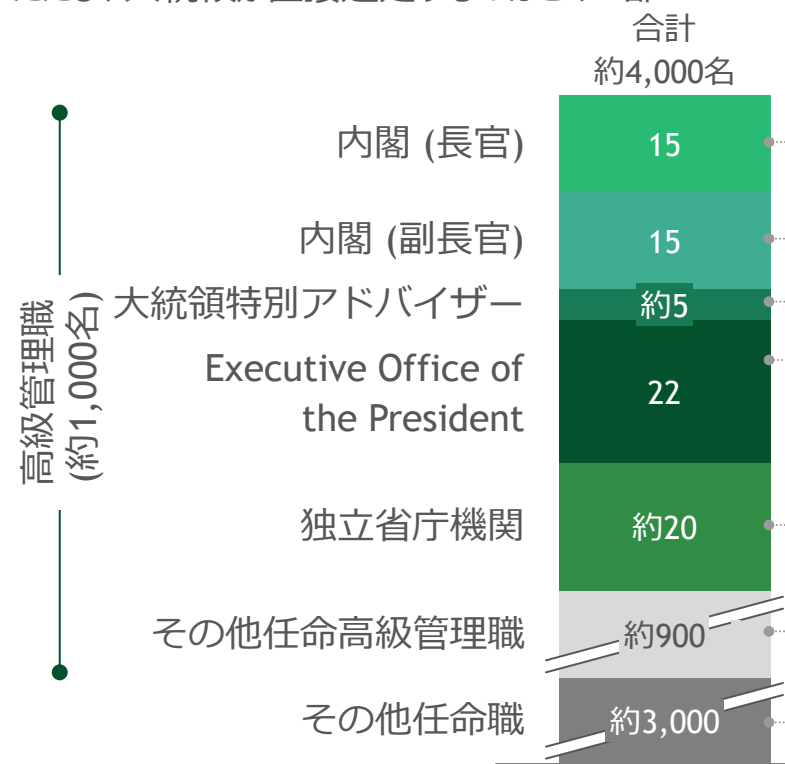


政権ごとに上級役職～下部職員まで約4,000人強のポストが政権交代を機に交代し、うち100名程度を大統領が直接選定

(2)-各主要国・地域における政策形成過程:人材 | 政治任用の概要

政治任用の割合

政権交代ごとに約3~5,000人が大統領・政府任命で高級管理職や関係機関の部長役職に就任
ただし、大統領が直接選定するのはごく一部



緑系: 大統領が直接選定する役職
約50~100名

各ステークホルダーの特色や概要

Department of xxxの Secretary(長官)役職

- 出身団体: 政府経験者(60%)、民間(30%)、団体・組織責任者(10%)
- 長官は政府組織を率いる期待をされるため主に政治・政府経験保有者が任命されることが一般的

Department of xxxの Deputy Secretary(副長官)役職

- 出身団体: 民間出身者が大半を占める、その他政府経験者
- 副長官は長官のサポートに向け、民間出身の関連・専門知識保有者が任命されることが一般的

Special advisor to President on xxx

- 出身団体: 官民問わず、大統領が信頼している人物や専門知識をもった人物が任命される
- 人数制限は無く、国会のからのガバナンスも無
- 例: Elon Musk と政府効率化省(DOGE)やNational Security Advisor等

行政府組織内のEOP11組織のAssistant Director, Deputy Assistant Director

- 出身団体: 政界出身者が多く、選挙支援者・貢献者を任命することが主流
- 組織によっては防衛(National Security council)、シンクタンク(National Economic Council)出身者が大半を占める

独立・半独立政府機関や政府所有の事業体(国郵便公社等)重要な団体の委員長や長官を任命

- 出身団体: 民間や政治経験者(70%)、アカデミア・シンクタンク、組織責任者(30%)主にその組織に纏わる専門知識を保有
- 重要組織例: CIA、EPA、FTC、FCC、SEC、SSA、USAID
- その他組織は選挙活動貢献者を任命(若干名)

Presidents Personal Office (PPO)が大統領に変わり重役ポジションのリストを作成し大統領へ推薦

- 出身団体: 民間や政治経験者(70%)、アカデミア・シンクタンク、組織責任者(30%)主に役職に纏わる専門知識を保有
- 役職: Deputy Secretary、Deputy Assistant Secretary、Senior Advisor等

各部署の意見をもとにPresidents Personal Office (PPO)がリストを作成し大統領へ推薦

- 出身団体: 政党職員(60%)、民間(25%)、シンクタンクアカデミア(15%)
- 役職: Director of xxx 等

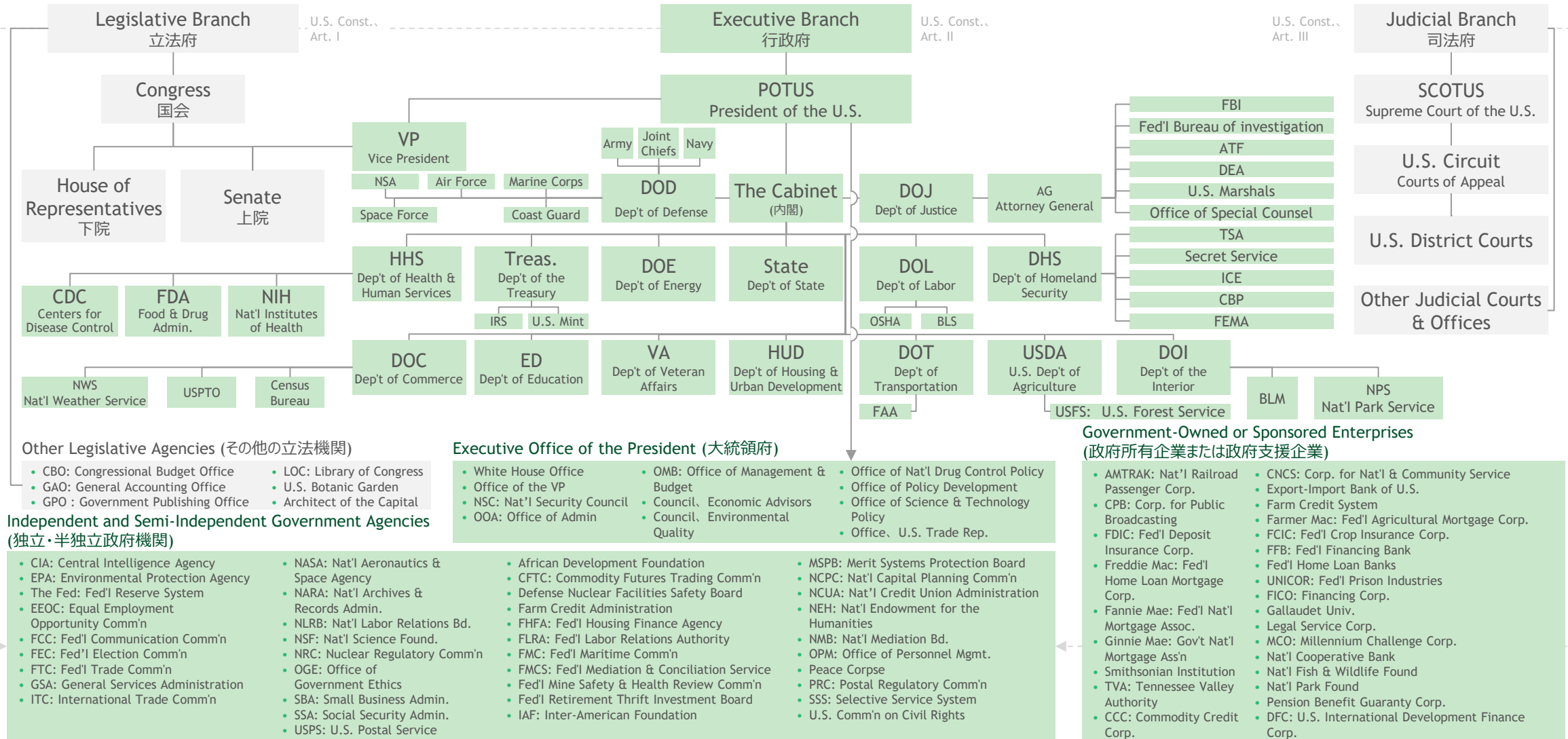


大統領任命が可能な組織は多岐にわたる

(2)-各主要国・地域における政策形成過程:人材 | 米国政府組織図及び大統領任命の範囲

xxx : 大統領任命可能組織

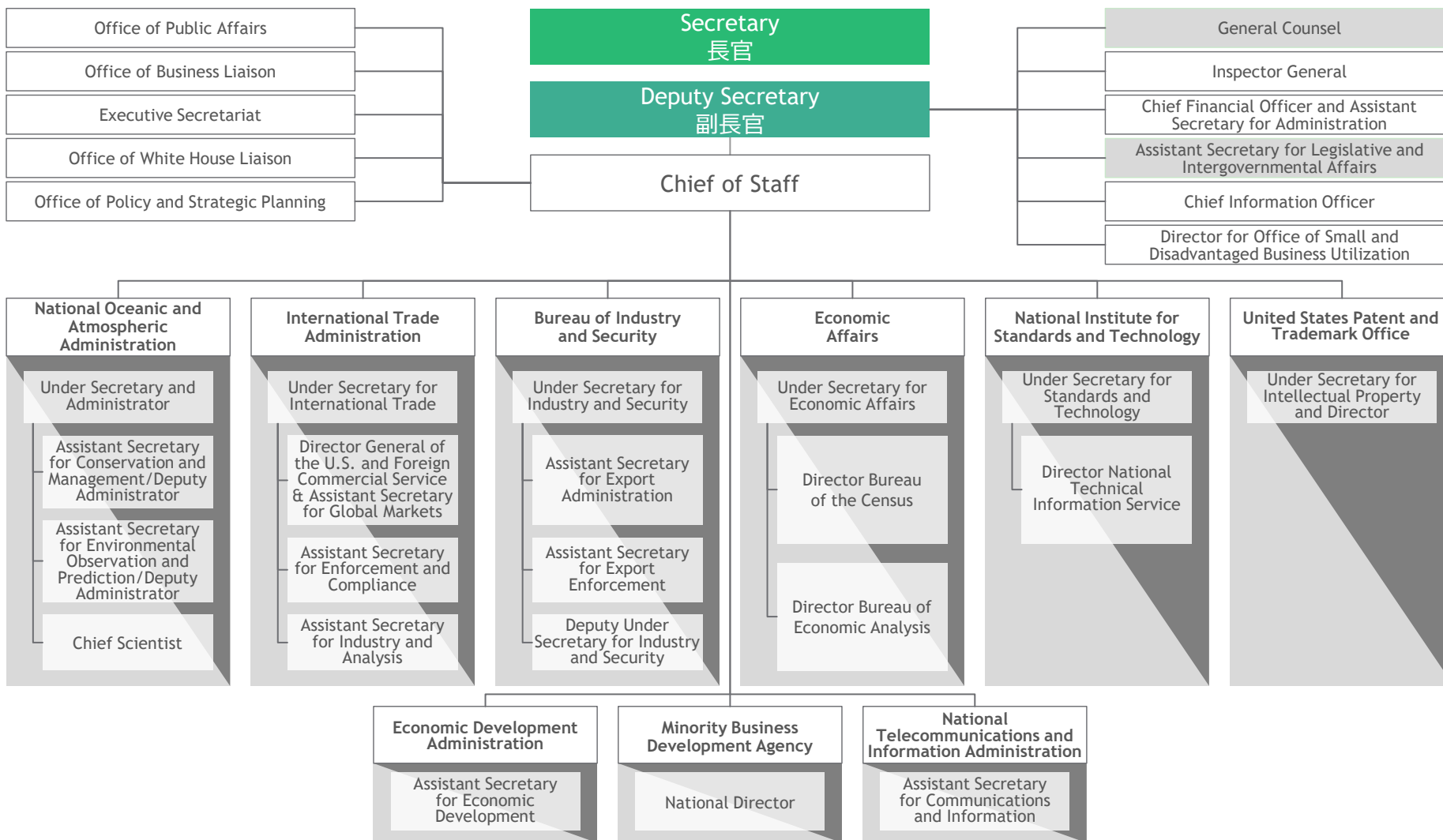
xxx : その他政府組織





(参考)長官、副長官、次長等約350名中24名が大統領任命職である

(2)-各主要国・地域における政策形成過程:人材 | 商務省の組織図と大統領任命の範囲



各ステークホルダーの 特色や概要

■ : 内閣 (長官)

■ : 内閣 (副長官)

大統領が直接面識があり選ぶ役職
長官、副長官は大統領任命、上院承認
President appointed senate approved (PAS) 役職である

■ : その他任命高級管理職

Presidents Personal Office (PPO)
が大統領に変わり重役ポジションのリストを作成し大統領へ推薦。こちらの役職はPASと大統領承認 (PA)である

- PPOは政党へ寄り添う人や、役職が要する知識等を考慮し民間や政治経験者、アカデミア・シンクタンク、組織責任出身者からリストを作成

■ : その他任命職

Presidents Personal Office (PPO)
が大統領に変わり重役ポジションのリストを作成し大統領へ推薦。こちらの役職はSchedule C, Senior Executive, Non Career Appointment等が含まれる



米国では業界団体やシンクタンクを活用して方針立案を進めており、二大政党制の下で合意形成には時間を要するものの、適宜大統領令なども活用し迅速化を図る

(3)-政策形成過程の改革に関する経緯及び議論 | 米国の制度変遷

	a 1990～2000年代初頭 冷戦終結後 民主主義の成長	b 2010年代 アラブの春・グローバル化を背景とした民主主義の限界	c 2010年代後半～現在 コロナ・SNS等を契機とした権威主義、ポピュリズムの台頭
方針立案	① 民間ルール形成との並走 産業プレイヤーのロビー活動について特に金融規制やエネルギー政策への影響力が強まった	オバマ政権下で、ロビー活動への規制が強化 2010年のドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護法では、金融機関の透明性向上と消費者保護を目的として、金融業界の影響力を抑制する規制を導入	トランプ政権下で、経済活性化を企図し、規制を緩和 - 金融業界の規制緩和を推進し、2018年にはドッド・フランク法の一部規定を緩和 - 環境規制の緩和を進め、エネルギー業界からのロビー活動の影響を受けて、クリーン・パワー・計画の見直しや見直し基準の緩和などを実施
	② 外部シンクタンク等との協働 シンクタンクの活用は冷戦以前より盛んであり、政権によって柔軟に活用	オバマ政権時は対外的な緊張の高まりを背景に、外交・軍事・経済安保政策の決定を中心に活用 アドバイザーとしてシンクタンクを活用し、オフィシャルなプレゼンの場合も用意	トランプ政権時は経済界を優先する傾向にあるものの、①最高裁判官の選任や②社会政策改革においては、シンクタンクの調査をもとに政策を決定 2019-2023の期間においては - \$1.5B分をシンクタンクへ委託
	③ 国民提案の採用 -(他国に比べると大きな制度はなし)	引き続き影響は少ないものの、オバマ政権下でオープンガバメント指令やWe the People¹などを通じた市民参加の促進が実施 大きな成功はないものの、①携帯電話の自由化²②Net Neutrality protection³へ影響	UI・UXの向上が図られるものの、一部機能については、SNSの発展もあり廃止・形骸化 - オープンガバメント指令はアクセシビリティを改善 - We the Peopleは国民の請願に十分な対応がとれずSNS等で代替できることから2021年に廃止
合意形成	④ 政治/官邸主導の強化 二大政党制をとるアメリカでは、長期的に政治/官邸主導を強めることは難しいが、一方で、政策単位では大統領令を活用したトップダウンでの政治主導を進めている例も存在 2017年1月、トランプ大統領は特定のゾーン6カ国からの入国禁止を一時的に停止する大統領令を実施 2012年、オバマ大統領は幼少期に不法行為した若者に対して、強制退去を猶予し、就労許可を重視する「DACA」プログラムを大統領令で導入		トランプ政権下では、行政命令(EO 13781)により、「連邦機関の効率化と改革」が推進され、各省庁は効率化プランを提出し、重複した部門やプロセスの統廃合を推進(米国)
	⑤ 政策試行とEBPMの拡大 予算編成と政策評価を結び付けるProgram Evaluationを導入し、政策の廃止や再配分を実施	2011年以降には、予算管理ツールも導入され、各連邦機関が設定した目標に対する進捗状況をモニタリング可能に	
	⑥ 国民投票の活用 -(州政府レベルでの住民投票は存在するものの、連邦政府レベルでの実施制度は存在しない)		

Source: DATA.GOV公式サイト; White House公式サイト; アメリカ合衆国下院公式サイト; アメリカ合衆国国土安全保障省

Note : 1.ホワイトハウスのオンライン請願プラットフォーム。市民が請願を作成し、一定の署名数（通常10万人）を集めると、政府が公式に回答、2.①購入した電話機器をキャリアに制限されず利用できるUnlocking Consumer Choice and Wireless Competition Act (2014)の制定につながった、3.②ブロードバンドインターネットを公共事業としてとらえることをNet Neutrality Protections (2014)内で含まれることにつながった



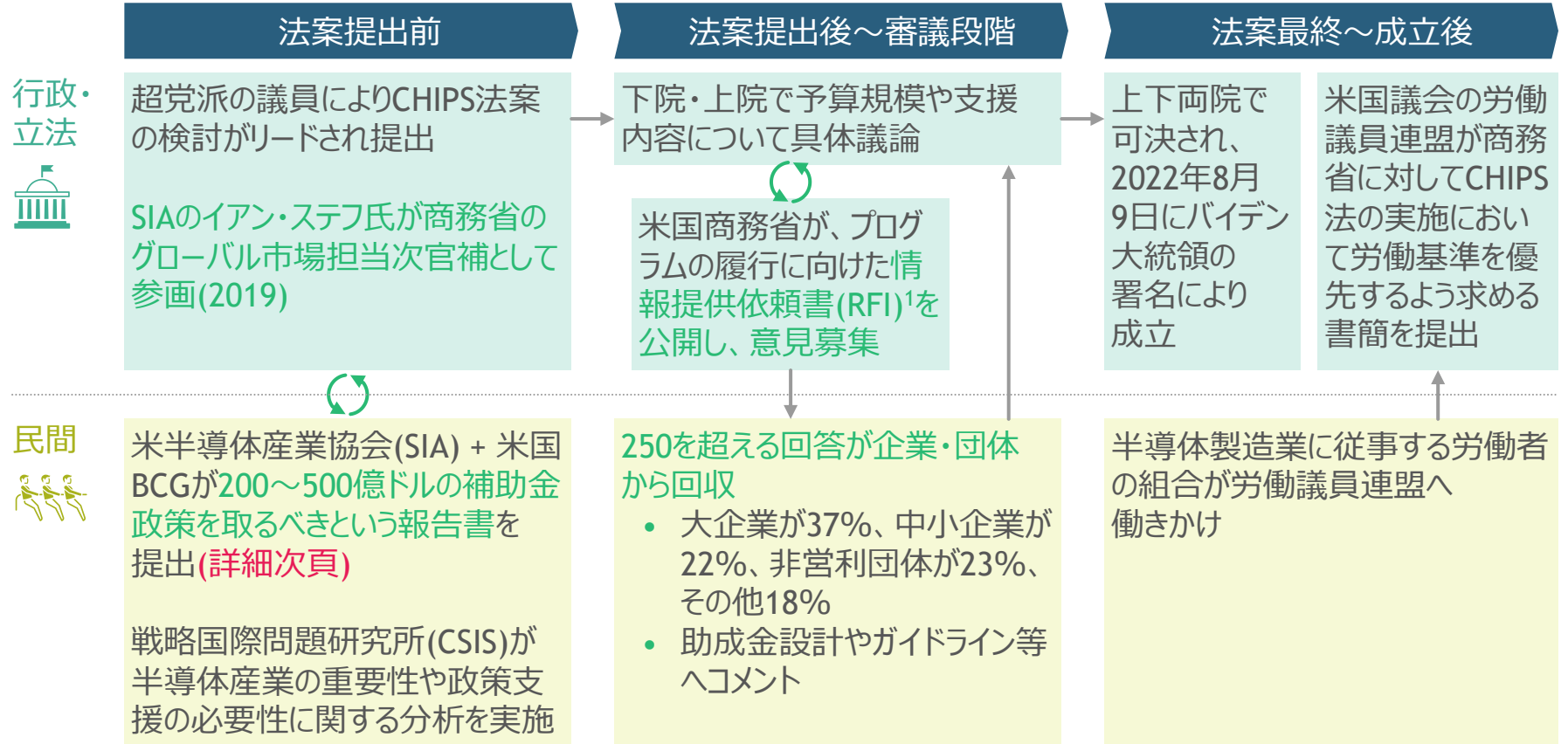
CHIPS法の制定において、シンクタンクや業界団体が具体的な意見書を提出し法案審議を後押し

(3)-政策形成過程の改革に関する経緯及び議論 | 経済政策事例:CHIP法1/2

政策概要

目的	半導体産業及び科学技術の発展を支援を企図
政策内容	米国内の半導体研究及び製造を促進するためにインセンティブプログラムや研究支援を実施 約2,800億ドルの新規資金を認可し、左記に向けて527億ドルを割り当て
制定年度	2022年

政策プロセス



Source: 始動したCHIPSプログラム、サプライチェーンに与える影響は(米国) | 半導体競争、技術覇権を制するのは - 特集 - 地域・分析レポート - 海外ビジネス情報 - ジェトロ業界トレンド情報 第二十二弾『500億ドル超を半導体産業に投じるCHIPS法の成立』 | 大分デバイステクノロジー;BCG分析

Note : 1. 政府が任意で実施し、検討中の政策課題に対し、具体的な質問や論点リストを示した上で情報提供や意見提出を呼びかけ、回答内容や政策への反映方針を整理して公表することが主流

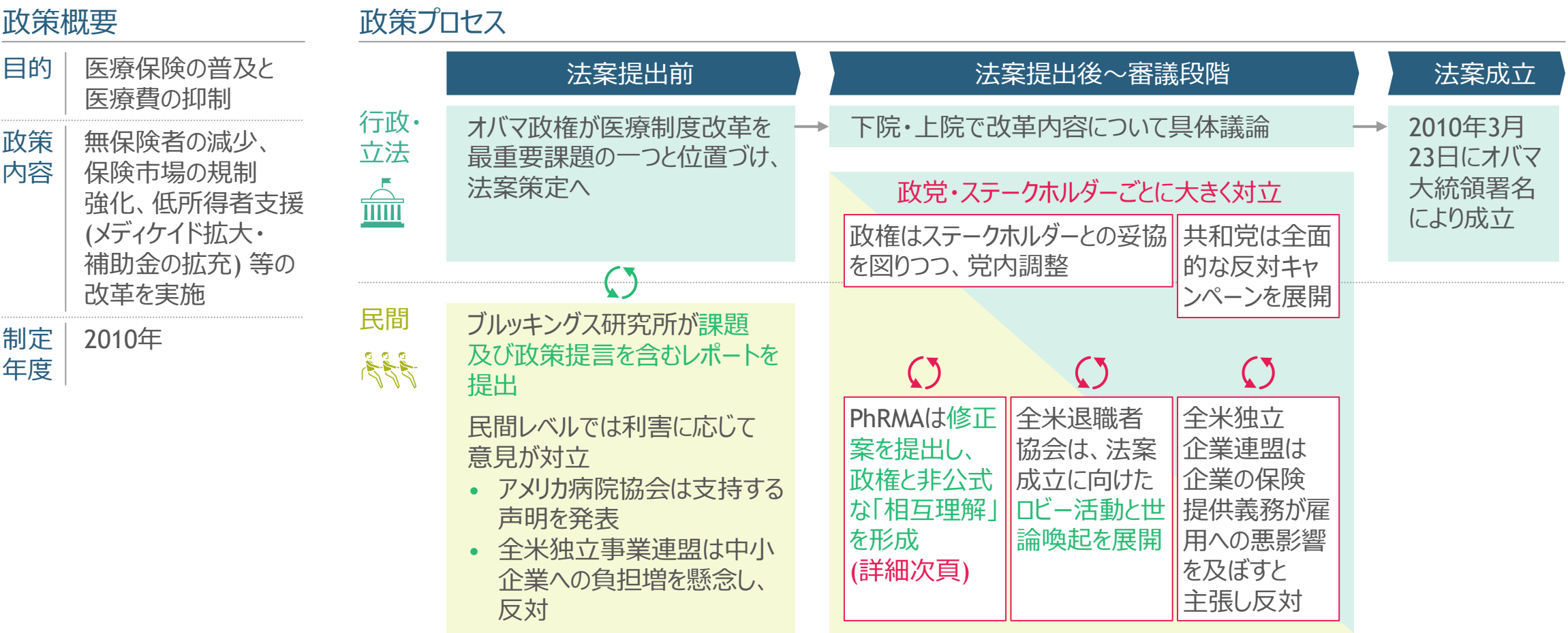
CHIPS法の成立に向けては、業界団体とコンサルティングファームが連携して具体的な報告書を提出

(3)-政策形成過程の改革に関する経緯及び議論 | 経済政策事例:chip法2/2

レポート概要		提言内容	
名称	「Government Incentives and U.S. Competitiveness in Semiconductor Manufacturing」	レポート詳細	法案への影響
発行元	米国半導体工業会（SIA） ボストン・コンサルティング・グループ（BCG）	背景 1990~2020年にかけて米国での半導体生産比率は37%から12%へ急落した一方、中国は補助金政策により0%から15%へ上昇 米国は人材、知的財産を保持しているものの、ファブ建設・運用費(TCO)は、台湾・韓国・中国などに比べ3~5割高い - 他国に比べ労働、光熱費、建設費用が1~3割高く、補助金は1~3割少ない - トレンドが続けば2030年には米国シェアは10%に低下、中国は24%に拡大する見込み	このレポートは政府、立法、政策設計へ影響を及ぼした ①政府へのロビーイング - 上・下院で開催された勉強会、及び国会でSIAと共に半導体補助金の重要性を唱える重要な資料となった ②立法時と最終提案の助成金額 - 立法初期段階から500億ドルという額が採用され、必要性が唱えられ最終的には527億ドルの政策が可決された ③政策設計の要素 - 最終政策は直接補助金 + 税額控除 + 研究投資によって構成され初期見解に沿った設計だった
発行年度	2020年9月		
目標	米国は国家安全保障、貿易収支改善、経済競争力向上、AI等の次世代成長産業成長確保のため200~500億ドルの補助金政策を取るべきと提言	具体的な政策提言 米国生産率向上のため200~500億ドルの助成金・税額控除を通し、TCOの2~3割減を提言 - 実施した場合、2030年までに米国ファブ新設を9から19カ所へ引き上げ、7万人の雇用創出が可能 - 防衛、AI等の重要産業の生産量の確保が可能	

オバマケアの制定においては、シンクタンク及び関連団体の提言をもとに、反対意見も 踏まえながら法案成立を推進

(3)-政策形成過程の改革に関する経緯及び議論 | 社会政策事例:オバマケア1/2



オバマケア成立に向けて、PhRMA（米国研究製薬工業協会）は、業界の意向を反映するためロビー活動やプロセスへの関与を行い法案内容や実行へ影響力を持った

(3)-政策形成過程の改革に関する経緯及び議論 | 社会政策事例:オバマケア2/2

団体概要		活動内容と結果		法案への影響
名称	PhRMA (米国研究製薬工業協会)	実際の活動内容		以下の点でオバマケアの原案から、PhRMA懐柔に向けて妥協があった ①「公的選択肢（Public Option）」の排除 - 民主党内のリベラル派は公的医療保険の選択肢追加を求めたが、民間保険業界とPhRMAの反対により断念 ② メディケア・パートDの「ドーナツホール」解消 - メディケア受給者が一定額を超えた後、自己負担を強いられる「ドーナツホール」の縮小を受け入れる代わりに、PhRMAは政府による薬価交渉の強化を回避 ③ バイオ医薬品の特許保護強化 - PhRMAは、バイオ医薬品のジェネリック版の市場参入を遅らせることを交渉 - 結果として、オリジナルのバイオ医薬品のデータ独占期間が12年間に延長された（リベラル派は5年間を提案）
概要	米国で事業を行っている主要な研究開発志向型製薬企業とバイオテクノロジー企業を代表する団体 製薬企業に代わってロビー活動を実施	ロビー活動	立法文書の草案作成や、議会または行政が起草した法案に対する修正案を提示した - 元議会議員や行政官をスタッフとして雇用し、草案を作成 - 上記スタッフの人脈で官僚や議員との直接面談を実施	
		選挙への関与	寄付、資金調達、政治広告等を通じて選挙へ影響を与えた	
発足	1958年	規制プロセスへの関与	法案可決後も具体的な規制プロセスの実施に向けて意見を提出 政府は行政手続法に基づいて公布された規制を通じて実施する必要があるため	
メンバー	アルケルメス、アムジエン、アステラス製薬等を含む多くの大手製薬企業が参加			



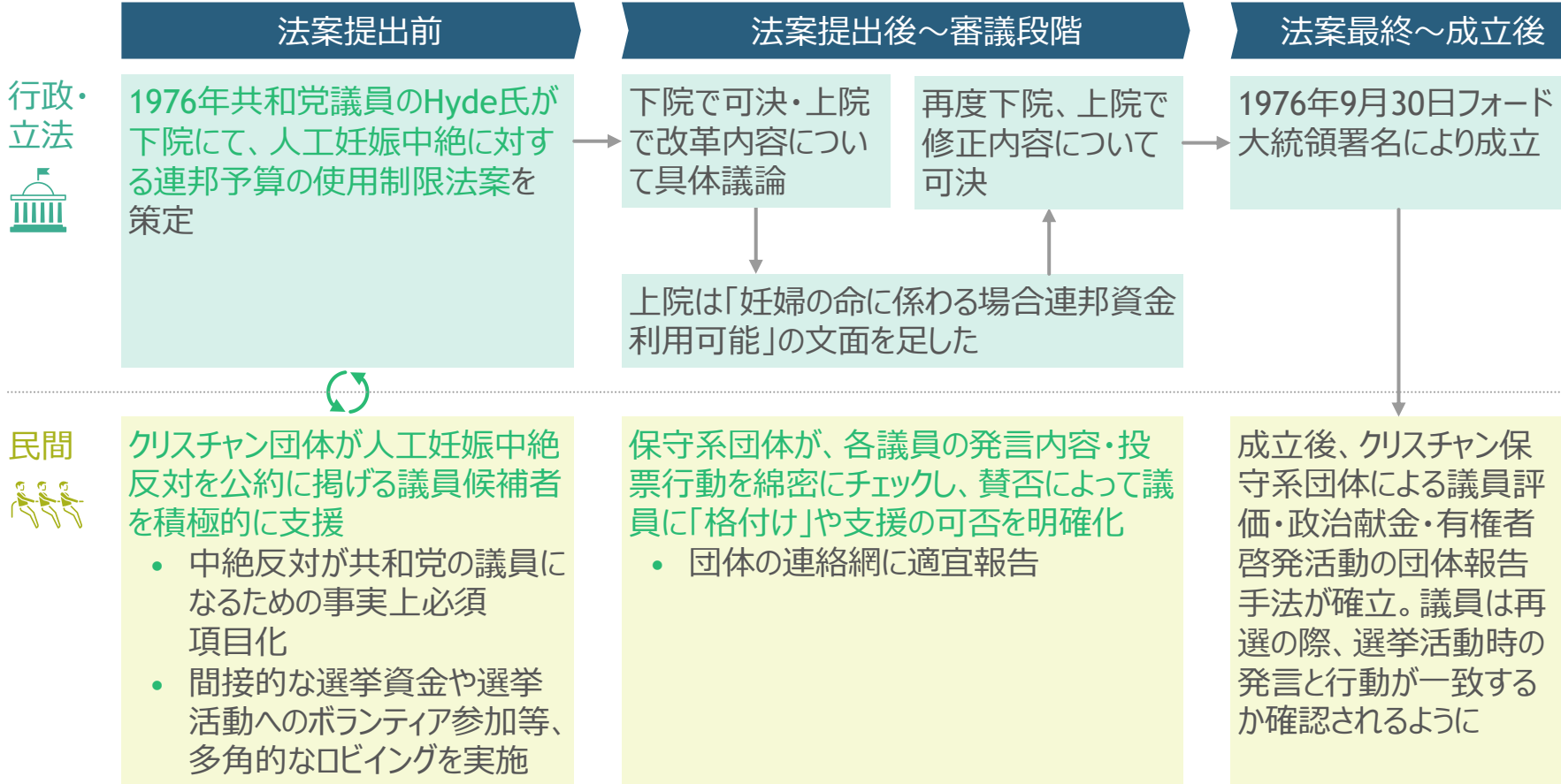
Hyde法の1976年立法において、保守派クリスチャン団体が当選した議員へ圧力をかけ、立法を後押し

(3)-政策形成過程の改革に関する経緯及び議論 | 文化政策事例:Hyde法 1/2

政策概要

目的	連邦予算を人工妊娠中絶に使用できないよう制限する
政策内容	米国内の半導体研究および製造を促進するためにインセンティブプログラムや研究支援を実施 約2,800億ドルの新規資金を認可し、左記に向けて527億ドルを割り当て
制定年度	1976年立法、その後1度大幅改正

政策プロセス



Hyde法の1976年成立に向けては、カトリック系キリスト教団体と一般市民（信者）が連携し胎児の権利を議員に主張

(3)-政策形成過程の改革に関する経緯及び議論 | 文化政策事例:Hyde法 2/2

団体概要

名称	National Conference of Catholic Bishops (NCCB) (カトリック教団体)
概要	1970年当時約5,000万人のカトリック教が米国在住、組織は米国カトリック指導者の公式の代弁者
発足	米国全50州で活動、本拠地はWashington DC

活動内容

詳細	
背景	米国では宗教団体が政治家を直接的に支持することは禁じられているが、牧師等が個人的な意見を団体メンバーへ伝達することは合法である 当時議員425中、約7割はキリスト教だったため、カトリック教団体の票を無視できない構図が確立
団体の活動	教会として胎児の権利を唱え、中絶反対の姿勢を明確にした - 請願キャンペーンを実施し、政策立案者へ訴え - 教会の会報や新聞には、政策立案者との関わり方についての説明や、下院議員に送る手紙の見本を掲載 - 教会は各議員の胎児権利に関する政策・法律の投票記録を教会内の会報で整理して報告

法案への影響

- NCCBの間接的活動により、政治家は胎児の権利関連政策ではNCCBの姿勢を意識し投票した
- 議会が開催した胎児の権利に関する公論委員会等を通じ、米国カトリック信者の姿勢を明確にし、議員はその意見に関心を示さざるを得なかった
 - 特に保守派の共和党では胎児の権利強化が党の方針となった

シンクタンクは主に政府系、非政府系と大きく分けられ、政策への関与方法が異なる

(3)-政策形成過程の改革に関する経緯及び議論 | 米国シンクタンク一覧1/2

資金源	組織名	政治的 傾向	収入構成・額	人事権	従業員出身属性	キャリアパス	政策への関与方法	
政府	政府直下		Congressional Research Service (CRS)	中立	Library of Congress下組織100%政府予算 (\$133M)	ディレクターはLibrary of Congressが任命	大学、大学院	政府系 (国会委員会、行政府)、他シンクタンク、アカデミア、州政府、民間
			Bureau of Economic Analysis (BEA)	中立	米商務省傘下組織	ディレクターは商務省が任命、国会が承認	大学院、PhD、アカデミア、シンクタンク等	政府系 (国会委員会、行政府)、アカデミア、州政府、民間 (経済コンサルタント)
	100 % FFRDC ¹		Center for Naval Analyses (CNA)	中立	国防省、海軍 (\$142M)	協議会 ² が任命、国防省の影響を多少受ける	元軍人、官僚、アカデミア、民間、シンクタンク	政府防衛関連、民間(防衛、航空宇宙)、アカデミア、シンクタンク、ロビイング
			RAND Arroyo 研究所	中立	\$21M米軍(100%)	RAND社と米軍理事会共に適切なリーダーを任命	元米軍、アカデミア、官僚等	政府防衛関連、民間(防衛、航空宇宙)、アカデミア
	その他		RAND Corporation	中立	非営利団体 \$46M 政府(77%)、個人(8%)、財団(7%)、その他(5%)	協議会 ² がCEOを任命	元米軍、アカデミア、政府等	アカデミア、政府、民間
			Noblis (元MITRE)	中立	非営利団体 \$536M 大半が政府	協議会 ² がCEOを任命	元米軍、アカデミア、政府等	政府防衛関連、民間(防衛、航空宇宙)、アカデミア
							法案提出前と精査中に国会・国会委員会からの要請を調査。研究結果を国会や議員・関連団体の意見交換会で発表 - CRSは議員の勉強会等のリサーチも担当 - BEAではGDP、インフレ率、年収レポートを定期的に出版、データが政府、民間等に利用される - FFRDCは主にエネルギー、航空宇宙、軍事の研究を実施 - DoE(57%)、航空宇宙省庁(21%)、DoD (14%) - 軍事研究は非公開で米将軍へ助言、戦争演習等のワークショップを開催 - RANDは主に政府から受理した研究を実施、その他独自の研究や出版を行う - Noblisは主に防衛、サイバーセキュリティ、米中関係等の研究を実施	

Source: 1.アメリカ政府が資金を提供し、大学、民間企業、非営利団体などが運営し、特定の研究開発を委託する非営利の研究開発センター、2.理事会等のような任命権限を持った委員による会議体



シンクタンクは主に政府系、非政府系と大きく分けられ、政策への関与方法が異なる

(3)-政策形成過程の改革に関する経緯及び議論 | 米国シンクタンク一覧2/2

資金源	組織名	政治的傾向	収入構成・額	人事権	従業員出身属性	キャリアパス	政策への関与方法
政府以外	民間						政策プロセスとステージに関わらず独自の研究、論文等の出版、業界団体の会議や講演会、カンファレンス、国会の委員会などへ参加し意見を表明。政府へ向けた勉強会も実施 - 各シンクタンクにはGovernment Liaisonオフィスがあり、政府関係者へ研究結果をマーケティングする部門が存在 - アカデミックシンクタンクは他のシンクタンクと比べより中立的思考のため、政党に関わらず研究を依頼されることが多い - 民間、財団・非営利団体、その他シンクタンクの研究は政治的傾向が明らかであり、従業員は入社の際一致しているか確認する
	CSIS	中立よりのリベラル派	非営利団体 \$46M 民間(32%)、財団(24%)、政府(25%)、その他(19%)	協議会 ¹ がCEOを任命	元政府高官、学者、業界専門家	各トピック毎に強いスタンスを取るため、関連業界や団体への転職が多い。その他は政府関連、アカデミア、民間、アカデミア、NPO/NGO	
	CATO	リベラル派	非営利団体 \$80M 民間・個人(80%)、その他(20%)	協議会 ¹ がCEOを任命	元政府高官、学者、業界専門家		
	アカデミック						
	Hoover Institution (Stanford)	中立よりのリベラル派	\$76.3M 寄付(59%)、大学財団(36%)、その他(5%)	ディレクター毎に特別会議を作成、任命	アカデミア、政府、民間	主にテニユアを目指すため転職は比較的少ない。その他はアカデミア、政府、NGO、研究機関	
	McCrary Institute (Auburn University)	中立	主にアラムナイ、寄付金、大学財団が財源	大学協議会がディレクターを任命	サイバーセキュリティ関連の民間、アカデミア経験者		
	財団・非営利団体						
	Brookings Institution	中立よりのリベラル派	非営利団体\$89.4M ビルゲイツ、William、Hutchins財団が主	協議会 ¹ が任命	アカデミア、政府、民間、国際機関例: Talbott氏は元国務副長官のち、同社CEO	政治的傾向が強いものが多いため、それに沿った政党のサポートスタッフやアドボカシー団体へ転職。その他はアカデミア、政府、NGO、研究機関	
政府以外	Center for American Progress (CAP) (United States)	リベラル派	私立財団 教育研究所 \$46.1M個人と財団(96%)、その他(4%)	Board of Directorsが任命	政府、アカデミア、民間 ファウンダーは元クリントン大統領のホワイトハウス首席補佐官	その後はアカデミア、政府、NGO、研究機関	一部の財団系は長期的の影響力を重視するためNGOへの転職が多い
	American Enterprise Institute for Public Policy Research (AEI)	保守派	非営利団体 \$61.4M 個人(57%)、財団(20%)、民間(17%)、その他(6%)	協議会 ¹ が任命	アカデミア、政府、民間、ジャーナリスト		
	Heritage Foundation (United States)	保守派	非営利団体 \$93.4M 個人(82%)、財団(12%)、民間(1%)、その他(5%)	協議会 ¹ が任命	政府、アカデミア、民間 例: レーガン氏の司法長官等		

Source: 1. 理事会等のような任命権限を持った委員による会議体



(参考)米国政府のFFRDC研究開発支出総額は\$29B(FY2023)

(3)-政策形成過程の改革に関する経緯及び議論 | 連邦政府出資研究開発センター (FFRDC)詳細

項目	詳細
総額・プロジェクト数	\$29B、43プロジェクト(FY2023)
出資	なし
政府との関係	官民連携促進にむけ民間の運営主体（大学、非営利法人、企業等）が通常5年程度の長期契約を締結 資金源と研究結果を明確に分離する契約のもとで、特定政策を支持するために研究結果を制限しない、等の条項を契約へ埋め込み、知的独立性を担保
予算・財源負担	- 契約を締結した省庁から予算配分、研究開発予算は、基本的に複数年度予算 - 各事業毎のスキームに沿って期間内なら、年度予算未執行分を繰越可能
役員の任命	組織の長について、政府からの任命はない
目標設定	- 政府とFFRDCは、FFRDCのミッションを定め、定期的な再評価等を実施 するため、合意文書を作成 - 合意内容の有効期間は5年以内
評価制度	- 政府は合意を延長する場合、FFRDCのニーズ等の包括的なレビューを実施 <レビュー事項> - 政府の技術的なニーズや要求するミッションを満たしているか - 政府のニーズを満たすための他の代替手段はないか - ニーズを満たすための効率性や効果性についてのアセスメント等 - レビュー結果に応じて、組織の廃止、予算の見直し等を行う
報酬・給与	経験と実績により変動(研究者の市場価値に基づく)
職員の身分	非公務員
違法行為・守秘義務等	利益相反の排除、競業禁止 利益相反の回避、機密情報保護等



2 韓国

韓国の政策形成プロセスは、課題設定・方針立案段階で民間企業やシンクタンクも参画し、幅広い意見を取り入れるが、方向性が定まると政府主導で法案化を推進

(2)-各主要国・地域における政策形成過程:機構

韓国の政策形成プロセス

:民間の具体的な関与ポイント

		議題設定	方針立案	合意形成①	詳細設計	合意形成②
立法	国会(比例代表議員)	立法提案や政策課題を設定			法律の制定や予算の承認を行い、政策の立法化を実施	
	国会(直接投票議員)					
	委員会					
	政党(職員)					
行政	首相府 大統領 高級管理職¹	国家の基本方針や主要政策の方向性を設定し、政策課題を提示		方向性が固まると、一部反対業界を押し切っても政治主導で法案化を推進		大統領、国務総理、各部長官が参加し、政策案を最終承認
	各省庁	社会問題や経済状況を分析し、政策の必要性を認識	具体的な政策案を作成し、関連部処との調整を実施			
	関係機関(職員)		経済政策に関する調整と審議を実施			
民間	業界・ロビー団体		業界団体や企業が、政策案に対する意見を表明	各省庁の次官が参加し、政策案の整合性や実現可能性を検討	法的観点から政策案の検討・修正を実施	
	シンクタンク	政策課題の分析や未来予測を行い、研究結果を政府に提供		政府が公聴会や諮問委員会を開催し、シンクタンクや企業の意見を反映		
	政府系		政策案のエビデンスを提供し、専門的な助言を実行			
	官民共同					
	民間					
	アカデミア					
	一般国民					
	電子ツール		公論委員会の設置により、市民が意見を表明			
	デモ					

Source:Korea Energy Economics Institute(KEEI); 2050 탄소중립 - 정책뉴스 | 뉴스 | 대한민국 정책브리핑; 한국의 2050 탄소중립 시나리오; 내용과 과제.pdf; 明治大学

Note: 1.高級管理職とは長官、次官、局長、室長、委員長等を含む

政策形成の主要なアクターと概要

(2)-各主要国・地域における政策形成過程:機構 | 韓国のアクター

		人数	主要団体/役職
立法	国会(比例代表議員)	44人 ¹	• 比例代表議員
	国会 (直接投票議員)	256人 ¹	• 各政党から出馬: DPK, PPP, UFP等
	委員会	17人 ²	• 各委員会には委員長が1名、平均15名の議員が所属する(委員会を複数兼務可) • 主な委員会として住宅運営、立法、司法等
	政党(職員)	数千 人	• 与党 500~1,000人(政策立案・運営) • 野党等は数百人程度(運営スタッフ等)
行政	首長府		
	大統領	1人	-
	高級管理職 ³	500+人	• Ministry of Industry, FCC chairman, KFTC, Personal information protection commission等
	各省庁	約100万人	• Ministry of Education, Science and ICT, Foreign Affairs等
	関係機関 (職員)	1,500人前後	• Chamber of Commerce Director, National Intelligence Service等の部長役職
民間	業界・ロビー団体	数百団体	• Labor Union (Korea Labor Union, Liberal Labor Union), National Farmers Association, National Fisherman Association, Teachers association等
	シンクタンク		
	政府系	数百人	• KDI (政府系では最大級約500人), 各省庁傘下にシンクタンクが存在(300人未満)、Korea University research lab等
	官民共同	数百人	• FEI, Economic Justice Coalition
	民間	数人~数百人	• Hyundai research institute, Samsung research institute(約200人), POSCO
	アカデミア	多数	• 韓国のアイビーリーグ、米国、英国、日本でのトップ大学等
	一般国民		
	電子ツール	人口約0.5億人	-(特に影響の大きいツール等は見受けられず)
	デモ		



課題設定・方針立案時点で幅広い意見を取り入れるために、(1)民間企業やシンクタンクの参加促進や(2)直接的な市民参加機会の拡大、(3) デジタル技術の活用によるプロセスの透明性とそれに伴う市民の参加意欲向上等の取り組みを実施

(2)-各主要国・地域における政策形成過程:機構 | 韓国の政策形成関連の取り組み

(1) 民間企業や シンクタンクの参加促進

シンクタンクによる産業改革への提案

- シンクタンクや研究機関がエネルギー転換の加速、高炭素産業からの移行、カーボンフリー技術の普及等を提案し、政府内協議、公論委員会、市民参加を通じて社会的合意を形成
- 結果として、2050年カーボンニュートラル推進戦略やCFEイニシアチブ、韓国版ニューディール政策等、持続可能性を重視した包括的な政策が導入され、ステークホルダーの意見を反映
- 民間企業のパートナーシップ
 - NAVERやカカオのIT企業、サムスン、SKグループが炭素削減計画や革新技术を推進し、政府の政策実現に貢献。
 - AI技術や5Gインフラ整備による効率向上にも注力

(2) 直接的な 市民参加機会の拡大

- オンラインプラットフォームの活用
 - 「国民提案24」や「青瓦台国民請願」によって市民が直接政策提案を行える仕組みを整備。透明性と参加の幅を広げ、特に地方やデジタル環境に不慣れな人々の参画を促進
- 参加型予算制度と公論委員会
 - 市民が予算の使途を提案・決定する参加型予算制度を地方自治体で展開し、公論委員会を設置して社会的合意形成を目指す

(3) デジタル技術の活用によるプロセスの透明性とそれに伴う市民の参加意欲向上

- 政策情報のデジタル化
 - 「政府24」プラットフォームを活用し、政策の進捗状況や災害支援の申請手続きを簡素化。透明性を高め、市民の利便性を向上
- リアルタイム公開と市民参加促進
 - 一部の政策決定過程や審議内容をインターネットを通じてリアルタイムで公開。特に国会での審議や公聴会は、市民に向けて広く発信

韓国は日本と同様立法・行政と民間のアクターの移動は多くはないが、近年シンクタンクの設立が進んでおり、官僚・政府関係者も一部移動

(2)-各主要国・地域における政策形成過程:人材 | 韓国の主要なアクターのキャリアパス

		前職や出身団体等	育成方法	キャリアパス
立法	国会(比例代表議員)	党は社会のあらゆる層、労働組合、教師、医療、産業、外交・諜報の専門家から推薦	特定委員会の院長や議員が育成必須の場合、国会から要請、業界エキスパートや関連団体が勉強会を実施	人気の場合直接選挙での出馬に昇格し、以外は前職へ復帰
	国会(直接投票議員)	裁判官や検察官、官僚、政党、放送局、ジャーナリスト・放送出身者が大半を占める		当選する限りは職を継続、落選の場合所属政党が公営企業や地方政府のポストへ任命 議員の入れ替わりは激しく、3期当選する人は3割以下程度、議員を長く続ける前提でキャリアを組んでいない
	委員会	委員長は政党が割り当てられた委員会の議員によって投票される。所属委員の選択は議員が要望を提出、党首が最終選任		
	政党(職員)	学部生、大学院生、労働組合出身者が過半数		議員当選、または政党の中の上級職員 議員の入れ替わりは激しく、3期当選する人は3割以下程度、議員を長く続ける前提でキャリアを組んでいない
行政	首長府			
	大統領	多数党党首、国会議員、政府高官、ごくまれに放送界等	-	任期満了後多様な活動に従事(米国ほどではない) 政党顧問や選挙活動、講演、等
	高級管理職	政治または特定分野・業界出身者30%、官僚30%、大統領に近い政治家30%、教授等10%	各分野の専門家	学界(学長・教授)、法律事務所顧問、民間企業顧問、政治家(議会、支持政党)が過半数
	各省庁	キャリア官僚(韓国や米国トップ大学)	勤務レベルにより1カ月～1年の異なる期間のトレーニング	大半は省内で出世 省庁の重役の人は取締役等で民間、公営企業等にも転職
民間	関係機関(職員)	キャリア官僚や関係団体	大企業に類似したレベルに応じた育成	基本政権交代と共に一斉交代 議員、業界活動復帰等
	業界・ロビー団体	-(基本は自身の職種に応じた団体へ継続所属)	-	過半数が同じ労働組合にとどまり、条約は通常3～4回再選
	シンクタンク			
	政府系	PhD、大学院等	- 論文提案の際、内部総合評価制度の存在で切磋琢磨する - 実際の立法に関するOJT・ケーススタディ等	重役の場合大統領任命ポストへ昇格も可能、他は大学教授、総長等 大統領顧問等
	民間			同組織での出世または組織内にとどまる シンクタンクの重役から省庁のトップやアドバイザーになるケースは希
	官民共同			

韓国では近年シンクタンクの設立が進んでおり、今後アクターの移動が増える可能性

(2)-各主要国・地域における政策形成過程:人材 | 韓国の主要なアクターの移動事例

2010年以降で設立された主なシンクタンク

2015~2020年にかけ、シンクタンクは25から412組織へ増加

- 主に数十名規模の民間系シンクタンクが増加¹

政府・官民系

- 2025年1月、科学技術情報通信部は「国家AIコンピューティングセンター構築実行計画」を発表し、官民共同で特別目的会社(SPC)を設立して、AI時代の中核インフラとなるセンターの構築を計画
- 2024年12月には、韓国革新研究センター（KIRC）が発足。KAIST経営大学のペク・ヨンウク教授や米サザンカリフォルニア大学のダニエル・ソコル教授などが共同設立し、韓国の技術革新と経済成長を促進するための政策提言を行うことを目的としている

民間系

- 2018年にChey Institute for Advanced Studies元SKグループ会長のChey氏逝去20周年を記念してが設立。科学技術・人文社会・国際関係などの学際的研究を通じたグローバル課題の解決策模索
- 2016年Tajae Future Consensus Insituteが設立。初代理事長に元首相の高建（コ・ゴン）が就任し話題に。主に韓国社会や世界の長期的課題（人口動態、エネルギー、気候変動、地政学リスクなど）に関する研究・提言を目的としている

増加している背景および今後の展望

1997年アジア金融危機を機にシンクタンクの利用が活発化

以後政府系のシンクタンクに加え、民間のシンクタンクが増加

政府はIMFから融資を受け、再建戦略の研究や意見をシンクタンクに依頼、シンクタンクの重要性が認識された

- Korea Development Institute (KDI) school of public policyが設立され、公共政策、開発経済学、グローバル・ガバナンスを趣旨とし研修を行っている
- KDI内では、2000年にCenter for International Development (CID)が設立。金融危機後、発展途上国の政策アドバイザーとして、韓国の知名度を高めようとした

1990~2000年初期にかけて、政府は労働集約型成長から技術・知識集約型成長へとシフトする必要があると認識、そのためR&Dや研究開発費の税制優遇を実施

- 1990年にRestriction of Special Taxation Act (RSTA)が可決、以後93, 99, 2001年に更に優遇
- 法人:税制優遇される研究開発費の項目を拡大（製造、技術開発のみならず、高付加価値研究等）
- 個人: 政府承認のシンクタンクや研究所社員は所得税軽減を実施、拡大

1. Global Go To Think Tank Index Report (University of Pennsylvania and the Lauder Institute, 2020)



政府が政策形成に長けた外部機関と協働することで、多元性を高めつつ効率化も図る

(3)-政策形成過程の改革に関する経緯及び議論 | 外部シンクタンク等との協働

韓国:シンクタンク・研究機関の提言を活用したカーボンニュートラル政策の策定



シンクタンク・研究機関による提言

韓国エネルギー経済研究院(KEEI)、韓国環境政策・評価研究院(KEI)などの複数のシンクタンクや研究機関が提言を実施

- エネルギー転換の加速: 再生可能エネルギーの導入拡大や原子力発電の活用を推進し、石炭火力発電からの脱却する
- 産業構造の改革: 高炭素産業から低炭素・グリーン産業への転換を促進し、持続可能な経済成長を目指す
- 技術革新の推進: カーボンフリーエネルギー技術の開発と普及を進め、国際的な標準化や技術移転を推進する

提言を踏まえた議論

提言を受け、政府、産業界、市民社会など多様なステークホルダー間で議論

- 政府内協議: 産業通商資源部、環境省、国土交通部など関係省庁が連携し、提案内容の具体化と政策を立案
- 公論委員会の設置: 市民の意見を反映させるため、公論委員会が設置され、無作為抽出された市民が討論を行い、社会的合意形成を企画

関係省庁がシンクタンクの提言をもとに連携し、重複や矛盾を回避。かつ、研究結果やデータ分析を活用することで、政策立案の効率が向上

政策の策定

政策案は国会で審議され、与野党間での議論や修正を経て、最終的な政策として確定

以下の政策が策定・実施

- 2050カーボンニュートラル推進戦略: 2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目指し、エネルギーシフトの加速化、高炭素産業の構造改革、未来モビリティへのシフト、都市・国土の低炭素化などを含む31の施策
- 韓国版ニューディール政策: デジタル化とグリーン化を推進し、産業の創出や雇用の創出に重点を置く経済発展戦略、等



政治主導により、一部業界の反対を押し切って強力な産業政策を決める例が拡大

(3)-政策形成過程の改革に関する経緯及び議論 | 政治・官邸主導の強化

韓国: バイオ業界の反対を押し切った第1次国家先端戦略産業育成基本計画の策定



政策をとりまく当時の状況

政策概要

成長エンジンであり経済安全保障の資産でもある先端産業に対し、投資、インフラ、立地などを全方位で集中支援

- 半導体、ディスプレイ、二次電池、バイオの合計17件の対象技術を指定
- 2027年までに以下の主要目標を掲げる
 - 先端戦略産業企業投資550兆ウォン以上の達成
 - 国家先端戦略産業特化団地の造成
 - 先端技術能力の確保と技術保護の強化
 - 産業界が必要とする人材を適時に育成

バイオ業界の反発

政策による支援の恩恵を享受できる一方、**対外競争力の低下を懸念したバイオ業界は政策に反発**

- R&Dで必要な技術資料を海外に送るたびに政府の承認を得なければならず、新薬開発のスピードが遅れる懸念
- 技術輸出やM&Aの際に政府から干渉を受ける懸念

バイオ業界の反対を押し切った政府の対応

産業通商資源部関係者は、「さまざまな支援政策を適用することができるため、バイオ業界にとって有益だ」とし、「業界を説得する」と発言

2024年10月29日、以下を含むバイオ分野全体に対するビジョンと戦略を提示し、国家競争力強化のためのさまざまな政策を議論・決定する国家バイオ委員会が本格的に始動

- **バイオ分野の発展と競争力を妨げる規制の検討・改善**
- バイオ関連の主要な政策・制度の策定・改善
- バイオ関連の研究開発戦略及び主要事業の投資計画の策定・調整
- バイオ安全保障能力の強化
- バイオ研究開発・産業基盤の拡充
- 官民・公共協力体制の構築及び国際協力支援
- 複数の中央行政機関が実施するバイオ関連事業間の連携と企画
- バイオ関連の大規模事業の事業計画調整



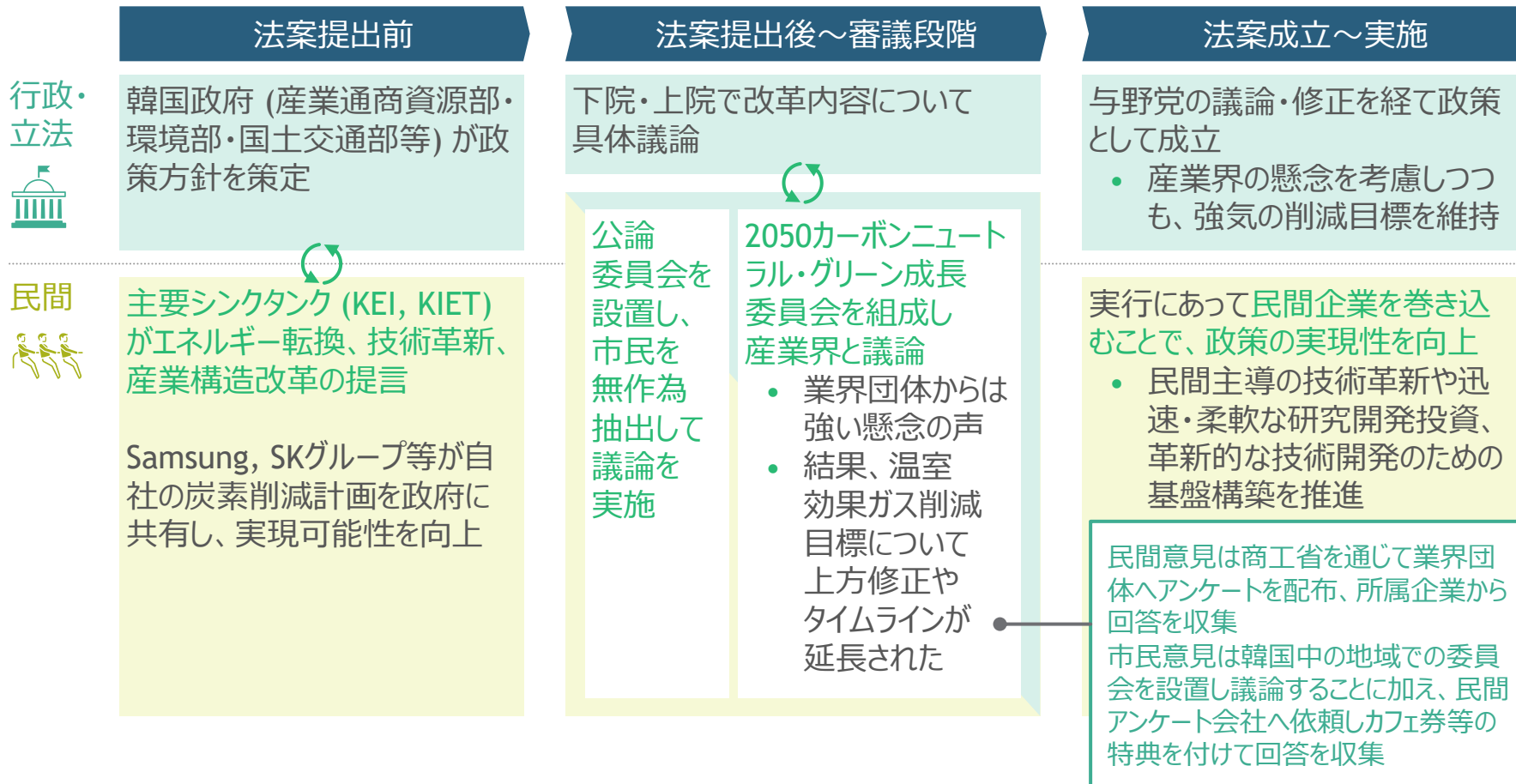
カーボンニュートラル政策においては、複数のステークホルダーを幅広く巻き込んだ政策立案を実施

(3)-政策形成過程の改革に関する経緯及び議論 | 経済政策事例:カーボンニュートラル政策

政策概要

目的	温室効果ガスの削減を加速し、持続可能な経済成長と雇用創出を図る
政策内容	2050カーボンニュートラル推進戦略の策定 - カーボンフリーエネルギーイニシアチブの組成 - 韓国版ニューディール政策へのグリーン化の反映
制定年度	2022年

政策プロセス





国民基礎生活保障制度(NBLS)の2015年改革においては、シンクタンクのレポートや国民の声を発端として制度改革が進展

(3)-政策形成過程の改革に関する経緯及び議論 | 社会政策事例:国民基礎生活保障制度(NBLS)改正1/2

政策概要

政策プロセス

目的	持続可能な社会保障システム内での貧困層への支援強化		法案提出前	法案提出後～審議段階	法案成立
政策内容	- 個別給付方式への移行 - 扶養義務者基準の緩和 - 勤労奨励税制との連携 - 住宅・教育・医療給付の強化	行政・立法 	政府は扶養義務者基準の緩和と個別給付方式の導入を検討 市民団体や研究機関の報告書を受け、社会的議論が活発化	下院・上院で改正内容について具体的議論 - 低所得者層への影響評価を実施 - 与野党間で給付方式と扶養義務者基準の扱いを調整	2015年7月1日、国民基礎生活保障制度の改正法案が施行
制定年度	2015年	民間 	「松坡母娘3人の自殺事件」事件直後、社会全体の議論が活発化 市民団体が扶養義務者基準による福祉の死角問題を批判し、全面撤廃を要求 韓国開発研究院が「All or Nothing」の構造の問題を指摘し、「勤労奨励税制」と連携した支援強化を提言(次頁詳細)	全国経済人連合会が企業の追加負担を懸念し、政策の修正を要求	韓国財政研究院福祉政策の持続可能性を提言し段階的な改革を推奨 全国経済人連合会が扶養義務者基準の緩和により財政負担増を懸念し、持続可能性の議論を提起

Source: 韓国開発研究院(KDI)、韓国社会福祉学会等のシンクタンクは現行制度の問題点を調査。市民団体「国民基礎生活保障を守る緑石会議(국민기초생활보장 지키기 연석회의)」は、政府案が貧困層の生活実態に合致しないと批判。韓国開発研究院(KDI)が改革の成果と残課題を整理;BCG分析

国民基礎生活保障制度(NBLS)の2015年改革において、韓国開発研究院が具体的な 政策提言をレポートで実施

(3)-政策形成過程の改革に関する経緯及び議論 | 社会政策事例:国民基礎生活保障制度(NBLS)改正2/2

団体概要		レポート内容と結果		
名称	韓国開発研究院（KDI）	レポートでの指摘内容		法案への影響
概要	大韓民国の政府系シンクタンク 国民経済の発展及び関連した諸部門の課題を現実的に研究・分析	扶養義務者基準の問題点	扶養義務者の存在を理由とし、実際に支援が必要な人々が生活保護を受けられないケースが多発 「制度の死角地帯」が発生していると分析	扶養義務者基準が緩和 - 教育給付においては完全撤廃 - 他にも、基準が緩和され家族からの支援が期待できない人々への公的支援が拡大
		「All or Nothing」構造の課題	現行の公的扶助制度について、僅かに収入があると支援が打ち切られる「全額支給かゼロか」の「All or Nothing」構造の問題を指摘 就労意欲を持つ低所得層が、わずかに収入を得ることで支援を失い、結果として働くインセンティブが削がれる	各給付（生計、医療、住居、教育など）ごとに受給対象の選定基準を設定する「個別給付方式」に移行 必要な給付のみを受け取ることが可能となり、僅かな収入増加で全給付が停止されるリスクが軽減
設立	1980年	勤労奨励税制（EITC）との連携提言	働く低所得者層に対して税還付や給付を通じて所得を補填する仕組みである「勤労奨励税制（EITC）」との連携を強化することで、 労働市場へのインセンティブを与えながら貧困対策を強化すべきと提言	EITCの給付拡大や、就労収入のある世帯への追加支援が強化され、就労を通じた自立を促進する仕組みが整備



韓国では1987年の民主宣言以降、官邸主導での経済発展を経て方針立案の多元化が進んだが、二大政党制下で長期的な政治/官邸主導の強化が難しい状況

(3)-政策形成過程の改革に関する経緯及び議論 | 韓国の制度変遷

	a 1987～1996年代初頭 民主宣言以降の民主主義の成長	b 1997年～2008年 アジア通過危機を背景とした政府主導の強化	c 2008年以降～現在 経済成長を背景とした、民間ルール形成の影響拡大
方針立案	① 民間ルール形成との並走 政府主導で規制は強化されたものの、財閥の影響力と交渉力は依然として顕著 ・ 独占や株式の持ち合いを限定する公正取引委や不正を防ぐための実名取引法が導入されたものの、規制が制限されたり、対象が縮小された	アジア金融危機を背景に政府主導でトップダウン方式の民間ルールが策定された ・ IMFからの資金提供を受け、金融業界の規制改正とコーポレートガバナンスの改善が必要に ・ 特に、財閥の高い借金比率や不透明な会計制度が改正の焦点となり、財閥は以前ほどの影響力を持てず、改正に協力	アジア金融危機後に財閥は急成長を遂げ、政府への影響力を増しており、大統領は企業の規制には慎重である ・ 2016年には朴大統領が失職、その背景には財閥からの不透明資金の提供があった ・ 大統領によっては財閥規制の政策を唱える者の、著しい規制政策は導入されていない
	② 外部シンクタンク等との協働 韓国開発研究院が政府によって設立 ・ 政策の分析や経済動向のレポートिंगを実施	アジア金融危機において、韓国開発研究院の分析が重要な役割を果たし、地位を確立 ・ 危機の原因を分析し、経済構造の脆弱性や金融システムの問題点を指摘 市民社会の発展とともに、多様なシンクタンクが設立 ・ 東アジア研究院、峨山政策研究院、等	シンクタンク主導のロビー活動が活発化 ・ 米国ほどではないものの、類似した額を出費 ・ シンクタンクはミョンバク大統領の"Green Growth"政策に対しロビーを行いFramework Act on Low Carbon, Green Growth ('10年)の改正に繋がった
	③ 国民提案の採用 -(他国に比べると大きな制度はなし)	2003-2008年参加型政府とe-governmentが唱えられ、様々な政府データが公表された	2017年公論委員会の設置、同年工事を停止していた新古里5・6号機の原子炉が公開討論委員会、市民陪審の結果を元に再稼働 ・ 審議会や検討会は存在したが、市民の多様な意見が反映されていなかったため、社会的合意形成を目的として新設置 ・ 文大統領政権の方針は原子炉の廃止だったが、国民の反発と市民陪審においての安全性、エネルギー政策、国家生産力、経済性のレクチャーを受け5割強が賛成
合意形成	④ 政治/官邸主導の強化 -(財閥の影響力が引き続き強く残っている)	アジア金融危機を背景に政府主導でのトップダウンな経済政策が進む ・ 国営シンクタンクの調査結果も元にしながら、トップダウンで経済・外交政策を推進	特定のテーマにおいて、トップダウンでの政策推進を推進しつつ、関係者意見も踏まえて調整・微修正 ・ 第1次国家先端戦略産業育成基本計画の策定に際し、バイオ業界の反対を押しきって推進しつつ、関係者を懐柔
	⑤ 政策試行とEBPMの拡大 -(他国に比べると大きな制度はなし)	1997年を機に公開討論委員会、市民陪審 ¹ 、規制影響評価を導入、98年にはRegulatory Impact assessmentを導入	2000年以降ジェンダー、汚職、環境へのimpact assessment制度が導入された
	⑥ 国民投票の活用 現行憲法自体は、国会での可決後に国民投票で承認されたが、その後の実施例はない		

Note : 1. 市民が評議して有罪・無罪を決める「陪審制」と、裁判官と市民が協働する「参審制」を組み合わせた国民参与裁判制度

Source: 韓国外務省サイト; 韓国政府公式サイト; KDI(韓国成長シンクタンク)公式サイト; 諸外国の国民投票法制及び実施例



3 台湾

企業だけでなく、デジタル活用によって一般国民からの意見を議題設定に容易に反映させる仕組みがあり、合意形成段階でも国民投票を活用

(2)-各主要国・地域における政策形成過程:機構 | 台湾の政策形成



政策形成の主要なアクターと概要

(2)-各主要国・地域における政策形成過程:機構 | 台湾のアクター

		単位	主要団体/役職
立法	国会 (議員)	113人	- KMT (52席)、DPP (51席)、TPP(8席)、Independents (2席) 73席は国民直接投票、34席は政党比例投票、6席は単記非移譲式投票
	政党 (職員)	約数千人	Kuomintang (KMT)、Democratic Progressive Party (DPP)、Taiwan People's Party (TPP)
行政	首長府		
	総統	1人	Lai Ching-te since May 2024
	政治任用職 (政務人員)	約150人 ¹	行政院長・副院長(2)、国家政策アドバイザー・シニアアドバイザー(~100)、独立機関長官(17)
	省庁		
	省庁・特別省庁	計23個	- 普通14個 (内務省、外務省、法務省) - 特別9個(総統毎に設立、解体され最大9個設立が可能。公共建設省、科学技術省等が含まれる) - 外交官(約24)や、内政部の部長と政務次長等一部役職は政治任用職
官民・アカデミア	省庁職員	数万人	-
	業界・ロビー団体	~100団体	Importers and Exporters Association of Taipei (IEAT), Taiwan Semiconductor Industry Association (TSIA)等
	シンクタンク		
	政府系	~50個	約2~3割Taiwan Foundation for Democracy, Institute for National Defense and Security Research (INDSR)等
	官民共同		約2~3割Chung-Hua Institution for Economic Research
	民間		約5割Taiwan Institute of Economic Research
	アカデミア	150程度	National Taiwan University, Asia University, Taiwan Tech, Tsing Hua University
	メディア	約20社(主要)	Taiwan TV, China TV, Formosa TV, TVBS, United Daily, Liberty Times, United Daily News等
	一般国民		
	電子ツール	人口約2,300万人	一般国民の政策参加促進プラットフォームJoin(政府主導)、デジタルエコノミー議論推進vTaiwan(独立組織)
	デモ		

Source:行政院公式サイト; 立法院公式サイト; vTaiwan公式サイト; Join プラットフォーム公式サイト; 外務省; 日本台湾交流協会
Note: 1. 省庁内の政治任用職と合わせた人数、内訳は不明



デジタル技術を活用したオープンな政策形成に注力しており、(1)デジタルの活用による市民参加機会の拡大、(2)デジタル技術によるプロセスの透明性とそれに伴う市民や民間企業の参加意欲の向上、(3)シンクタンクとの連携強化の取り組みを実施

(2)-各主要国・地域における政策形成過程:機構 | 台湾の政策形成関連の取り組み

(1) デジタルの活用による市民参加機会の拡大

- vTaiwanによる専門的な政策議論とコンセンサス形成
 - 特定のテーマに関心を持つ専門家、政府関係者、企業、市民が参加者となり、政策の議論やコンセンサスを形成
- Joinプラットフォームによる幅広い政策分野への市民参加促進
 - テクノロジーや専門知識が不要で、誰でも簡単に参加可能なことから、市民が「提案」や「意見募集」などの形式で、オンラインで意見や政策に対するフィードバックを直接投稿

(2) デジタル技術によるプロセスの透明性とそれに伴う市民や民間企業の参加意欲の向上

- Open Contracting Partnershipの採用 (2018年~/公務員廉政署・NDC主導)
 - 公共調達透明性の向上と効率性を高めるために、国際的な枠組みである「Open Contracting Partnership (OCP)」を採用。公共調達の全プロセスを市民やNGOが監視できる仕組みにより、市民が公平性や効率性について意見を述べる機会が拡大
- GovZero (零時政府) 運動の実施(2012年~/民間のITエンジニアや市民団体が主導)
 - 民間主導のイニシアチブで、政府データの透明性と市民参加を促進するための非公式なプロジェクト。オープンデータやオープンガバメントを実現するために活動
 - (例) 公共交通機関のデータについて、民間企業がアプリ開発などで利用できるよう公開化
 - (例) 政府予算データの公開を推進し、透明性向上を実現

(3) シンクタンクとの連携強化

- 資工策進会 (資策会) との協力
 - 資策会は、台湾政府と民間が共同出資した情報通信技術 (ICT) の推進機関であり、政策立案や産業発展を支援。政府は資策会と連携し、デジタル人材の育成や産業のデジタルトランスフォーメーション (DX) を推進
- 国際的な産学連携の推進
 - 台湾政府系シンクタンクと海外の教育・研究機関との連携を強化。例えば、資策会と東京都市大学は、人工知能 (AI) や次世代通信規格「5G」などの分野で協力する覚書を締結し、技術研究や人材交流を推進



政治任用職やデジタル庁の一部で民間登用が存在するものの、大半はキャリア官僚や政治家が政策立案へ関与

(2)-各主要国・地域における政策形成過程:人材 | 台湾の主要なアクターのキャリアパス

		前職や出身団体等	育成方法	キャリアパス
立法	国会 (議員)	官僚や政治経験者、弁護士、実業家、地域社会のリーダー、企業経営者、元軍人等	- 政党勉強会、研修 - 所属委員会主催の研修	当選する限りは職を継続する形が一般的 行政上級職、閣僚・閣僚級高官、業界団体社外取締役等
	政党 (職員)	他政権選挙活動チーム、マネージャー(資金調達担当者、通信スタッフ、活動家等)		職員としてキャリアパスの土台を作り下記へ転職 高級管理職等の任命職、議会スタッフ、政府関連の職務、選挙活動コンサル
行政	首長府 総統・副総統	議員、知事、官僚、軍人、法的キャリア、アカデミア	就任が確定次第、Transition Teamが設立され、次期総統を教育	任期満了後多様な活動に従事 政党顧問や選挙活動、講演、等
	政治任用職(政務人員)	軍人、事務官、議員、部会長(中央レベルの行政機関の長)、局処長(地方レベルの行政機関の長)、大学教授、党職員、実業家	-(自身の経歴職歴を生かして活躍)	
	各省庁 省庁・特別省庁	官僚や政治経験者、官僚、アカデミア	- 勉強会・定期研修 - 委員会、セミナー、ワークショップ参加等	定年まで在籍が主流 産業界で活動も一定数存在
	省庁職員	主に新卒から官僚国家試験に合格し、就任	- 新卒職員研修 (NACS) - 昇進ごとに研修(特定スキル、英語)	基本定年まで在籍が主流、民間へアドバイザーやアカデミアへも転職も一定数
官民・アカデミア	業界・ロビー団体	基本は自身の職種に応じた団体へ継続所属	-	基本は自身の職種に応じた団体へ継続所属 議会スタッフや政治任用職への転職あり
	シンクタンク 政府系	大半が政府機関、その他アカデミア、民間出身者	政府の仕組みの研修	政府機関、政府・民間でのアドバイザー役職
	官民共同	アカデミア、民間、政府機関出身者	- 民間と似た新人研修、OJT - そのほかワークショップ、セミナー、カンファレンス参加等で専門知識を更新	- アカデミア、民間シンクタンクへの転職、一定数は政府へ転職 - 自信で研究機関の設立も一定数
	民間	主にアカデミアと民間、一定数政府出身		
	アカデミア	アカデミア出身が大多数	学部、大学院、PhDを経て教授キャリアを開始	転職をせず定年まで勤務が主流
	メディア	放送大学、ジャーナリズム専攻等	地方局等	同組織の昇進

2022年に設立されたデジタル庁は専門知識を要するため民間経験者を積極的に任命例: Audrey Tang氏等



民主主義の発展とともに方針立案の多元化も進んでおり、合意形成に関しても国家規模や経済政策の方向性も背景として、政権交代を経ても一定の方針維持を実現

(3)-政策形成過程の改革に関する経緯及び議論 | 台湾の制度変遷

	a 1990～2000年 民主主義への移行と経済の方向転換	b 2000～2008年 政界再編と多様化する経済戦略	c 2008年以降～現在 海峡兩岸の関与とグローバルな統合
方針立案	① 民間ルール形成との並走 政府主導で民間投資は強化され、輸出企業とテクノロジー産業への投資、民間パートナーシップが促進された ・ 政府スポンサーの研究室ITRI (Industrial Technology Research Institute) と民間企業がパートナーシップ	主産業の半導体やLCDパネルが韓国や中国に脅かされ政府主導で国内産業政策のTwo Trillion, Two Star政策が促進 ・ 産業界の正式なインプットの場所を提供して政府はリアルタイムに適切な支援を行った(高度人材創出支援－大学・研究機関への投資等)	国外へ目を向けトップダウンで政策推進しつつ、民間企業と微調整 ・ ECFA(2009～10年)、新南方政策(2016年)、5+2産業革新計画(2016年～)といった大規模経済、産業政策は、台湾の経済成長と国際的な地位向上を目指した戦略的な取り組みを実施 ・ 特に新南方政策では、台湾のサービス産業が中国本土の大企業との競争を懸念し政府に抗議 ・ 政府は対応し、優遇税制の対象が限定され、不利な企業には補助金などが追加された
	② 外部シンクタンク等との協働 政府主導の政治大学国際関係研究センターが1957年に誕生 ・ 当初中国共産党と国際問題の研究が目的 ・ この時代はシンクタンクが政府主導の数個しかなかった	政府主導のシンクタンクは増え、Two Trillion, Two Star政策への分析的・戦略的な基盤を提供し、市場や技術の評価、政策設計を支援 ・ 2兆台湾ドルの生産額目標は抽象的すぎたため、シンクタンクの助言の元、品質向上を重視した生産額方針が決定。政府は品質向上の官民共同プロジェクトの補助金や減税制度を導入	米国同様民間セクターとの提携、国際協力など、多様な資金源にシフト、AI、安全保障、社会、経済政策等の研究を行った ・ 国防研究室は2018年に設立され、アジアにおける台湾の防衛リスク等を分析、政策作成に大いに影響を及ぼした ・ シンクタンクによるTrack II 外交(カンファレンスや勉強会などを海外の方と開催)政策の壁打ちに大いに影響を及ぼした
	③ 国民提案の採用 戒厳令の終了(1987年) ・ 戒厳令の解除は、政治的自由と民主的改革を求める市民活動が長期化した結果として実現	国民が政府の透明性を求め、e-Taiwan Project (e化臺灣計畫, 2002-2007)行政近代化プロジェクトが推進 ・ 行政の近代化、行政サービスの向上、より透明で効率的な市民中心の統治枠組みの育成を目的として、台湾政府が開始した包括的なデジタル変革イニシアティブ ・ 汚職率の軽減、透明性、一般市民の信頼向上に繋がった	台湾の民主的プロセスが成熟し、市民がデジタルツールを活用して政策決定により直接的な影響力を行使するようになった ・ vTaiwan(2015) 合意形成を目的とした、市民が政策決定プロセスに参加できるデジタル審議プラットフォーム ・ Join Platform(2017)市民が新アイデアを提出出来るプラットフォームであり、スマートシティの機能向上等に繋がった
合意形成	④ 政治/官邸主導の強化 米国や韓国とは異なり、二大政党制でありながら、政治や官邸主導の方針は長期間にわたりほとんど変動せず、政権交代があっても一定の方針は維持されている。 ・ 1987年戒厳令の終了。民主的改革の基礎を築き、94年に直接投票で総統を選ぶ体制が導入	「Two Trillion, Two Star政策」は、政府トップダウンで半導体とLCD業界への大規模な投資と規制緩和が決定された。関連企業からは反感の声も上がったが、方針は変更されなかった	最大の政策変更は2008年の政権交代のタイミングで、中国を好まない経済パートナーから慎重な立場に転換する姿勢
	⑤ 政策試行とEBPMの拡大 -(他国に比べると大きな制度はなし)	e-Taiwan Project (e化臺灣計畫, 2002-2007) ・ 行政の近代化・サービス向上・透明で効率的な市民中心の統治枠組みの育成を目的としたデジタル変革イニシアティブ ・ 汚職率の軽減、透明性、一般市民の信頼向上に繋がった	AIを屈指したシナリオベースのEBPMを実施 ・ COVID時、AI支援システムは感染パターンを追跡し、タイムリーな封鎖、検査対象の限定、ワクチン配布戦略に役立てた
	⑥ 国民投票の活用 総統を直接投票で選出する制度が、国民投票を通じて確立した	参加率が規定の(50%)に満たないため無効 ・ 2004年初の国民投票: 対中防衛・和平交渉関連、両方9割以上が賛成したが、参加率が5割未満であったため結果は無効	参加率規定が17年以降50%から25%へ軽減 ・ 08, 18, 21年で20回の投票が行われ、うち7回(原発、福島食糧輸入、同性結婚関連)が可決された



vTaiwanでは、各ステップでデジタルツールを活用し、一般市民の政府参加を促進

(3)-政策形成過程の改革に関する経緯及び議論 | vTaiwanにおける市民の議論フロー



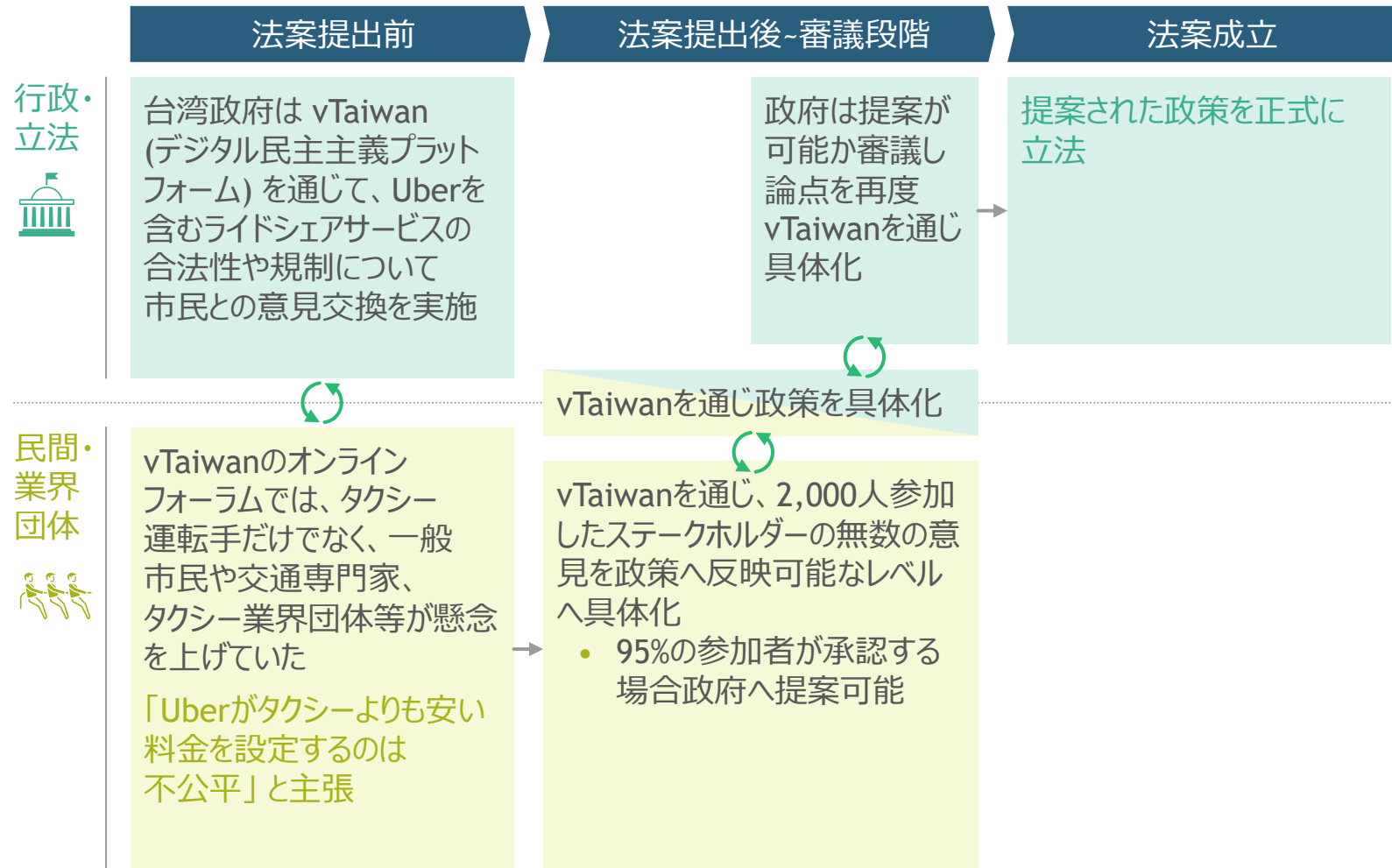
Uber合法化の際vTaiwanを通し、国民や既存タクシー業界の意見が政策に反映された

(3)-政策形成過程の改革に関する経緯及び議論 | 経済政策事例:Uber

政策概要

目的	2013年に台湾で開始したUberに対し様々なステークホルダーが懸念を示したため、vTaiwanを通じ政策立案を促進
政策内容	- Uberタクシーは黄色に塗る必要はない - アプリベースの高級タクシーは、既存のタクシー価格を下回らない限り、自由に営業可能 - 配車システムは、車とドライバーの識別、概算運賃、顧客の評価を表示必須 - 乗車ごとの課税報告を義務化
制定年度	2015年8月開始 2016年5月可決
運営元	政府主催のハッカソンから生まれたプラットフォーム。費用は政府負担、運営は草の根ボランティア

政策プロセス





政府主導で設立されたJoinでは、市民の質問・提案に関して政府が回答

(3)-政策形成過程の改革に関する経緯及び議論 | Joinの概要

概要

目的	政策立案へ市民参加を強化するために設計された政府運営のオンラインハブ
運営元	台湾政府 National Development Council (NDC) とデジタル庁
概要	60日以内に5,000人の署名を集めた提案は、関連政府機関によって検討され、2ヶ月以内に公的な回答を出さなければならない - Joinには13,853件の提案が寄せられ、289件が上記基準を満たし回答を得た(2022年時点) - 人口2,300万人のうち500万人近くがJoinを既に利用¹
設立	2015年9月
主な機能	- 政府への質問、提案を提出 - 各省庁の今後の政策・予算編成について情報共有、パブコメを提出可能 - 政府機関と一般参加者が掲示板で様々な議題に対しコメントが可能



政府への質問、提案を提出簡易的フローと実際の画面

提案

- 提案は台湾の合法的に登録されている人なら誰でも可能
- より具体的な提案をするため政府の職員が提案支援も実施

審査

- Join当局は、提案書が回答可能か審査²
- 10日程度で審議が下される

支持

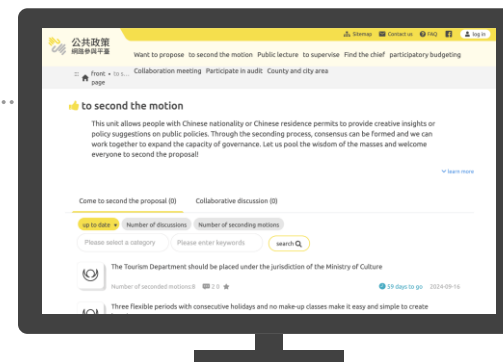
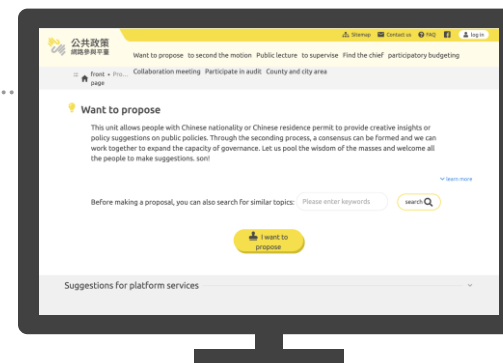
- 国民は審査を通過した提案への支持を表明可能
- 政府解答提案として成立するには、60日以内に5,000人の支持表明が必要

回答・対応

- 担当省庁は、2ヶ月以内に提案に対する公的な回答を出さなければならない

結果

- 289件の提案が60日以内に5,000人以上の指示を集め、政府から回答を得た
- 例:月経カップを医療機器から普通の消費者製品への部類変更やプラスチックストロー禁止政策等



Note : 1. 20～39歳が全体の約6割を占めており、続いて40代が約2割強、その他50代以上、20代未満が2割、2. 公序良俗に反する内容や法律違反の恐れがある内容ではないこと、個人的な権益に限定された要求や商業広告的な内容ではないこと、内容が不明確なもの、および国防・外交・兩岸関係に関する提案等は付議（署名募集）には進めず非公開
Source: Join台湾政府サイト; MIT Technology Review ; 107 年公共政策網路參與平臺公民參與情形調查報告



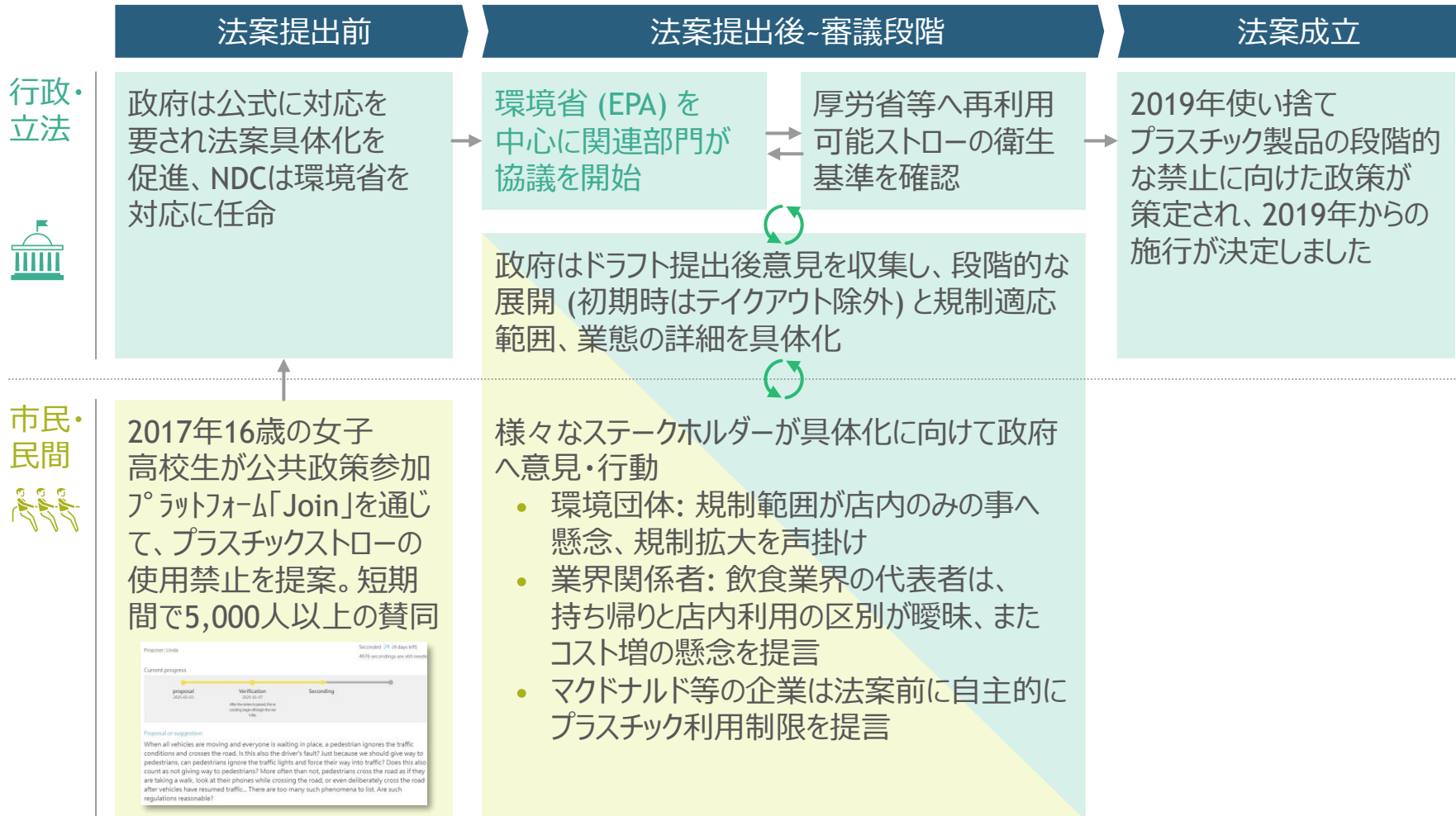
Joinを通じて提出された意見が政策立案につながった

(3)-政策形成過程の改革に関する経緯及び議論 | 社会政策事例:台湾でのプラスチックストローの禁止

政策概要

目的	段階的に対象を絞った方法でプラスチック規制の実施
政策内容	ストローのみならず、1回のみ利用プラスチックの利用を段階的に記載される政策
制定年度	2017年5月提案 2017年7月立案者が環境省へ招待 2017年8月正式な政策へ反映すると決定 2018年6月に可決、2019年に実行

政策プロセス



アジャイルな政策投下とデータによる効果検証で、「まずやってみる」ことも迅速化に寄与

(3)-政策形成過程の改革に関する経緯及び議論 | 政策試行とEBPMの拡大

台湾: Asia Silicon Valley Development Planでの試験的な実施・効果検証による政策の迅速化



施策

台湾の行政院（内閣）は2016年よりAsia Silicon Valley Development Planを掲げ、以下の領域などにおいて施策を実施

- Innovation and Entrepreneurship: 新興企業に対する資金提供やメンタリング、国際市場へのアクセス支援を行うプログラムを展開し、**短期間で成果を評価**
- Smart urban and rural areas: 都市部でのスマート交通やエネルギー管理など、IoT技術を活用した都市機能の向上を目指すプロジェクトを**試験的に実施し、その効果を検証**

効果検証

行政院国家發展委員会（NDC）が主導する特定テーマ（例: IoTサービス、スマートシティなど）のプロジェクトに対して、**明確なKPIを設定し、進捗状況をモニタリングする仕組み**

- 世界的なシステムインテグレータ企業数
- IoT産業での台湾企業の世界シェア
- AI、IoT技術を用いた技術輸出件数
- スタートアップ企業数
- Exitしたスタートアップ企業数

改善

短期間のパイロット助成を行い、成果次第で継続を判断し、現在は3.0までバージョンアップ

- スマートモビリティ、ヘルスケアIoT等の成果が大きい領域には補助金を拡大
- 成果が振るわない領域は実施方針を見直すなど、データドリブンでの継続判断



Asia Silicon Valley Development Agencyのウェブサイト



「決められない」というデッドロックを避けるため、直接民主制も場合に応じて活用

(3)-政策形成過程の改革に関する経緯及び議論 | 国民投票の活用

台湾: 国民投票の改正による直接民主制の活性化



国民投票法の活用に向けた法改正

2017年12月、台湾の立法院（国会）は「国民投票法」の改正を可決し、直接民主主義の手続きを大幅に緩和

- この改正により、国民が新たな法律や政策を提案する「イニシアチブ」や、既存の法律を廃止する「レファレンダム（国民投票）」の実施が容易に
- 具体的には、国民投票の発議に必要な署名数の引き下げや、投票成立のための有権者参加率の要件緩和が行われ、市民の政治参加が促進
 - 2003年に初の国民投票法を制定したが、実施条件や手続きは有権者に優しいものとはいえなかった



2018年の国民投票時の様子

国民投票が行われた例

2018年の国民投票テーマ: 脱原発政策を撤回するかどうか

背景

台湾政府は2025年までに全ての原子力発電所を廃止する「脱原発目標」を掲げていたが、反対意見を持つ市民や団体が、エネルギー不足や電気料金の高騰を懸念して国民投票を発議

投票内容

「あなたは電気事業法・第95条第1項を廃止する、すなわち『2025年以前に中華民国の原子力発電設備を完全に閉鎖すべき』という条項の廃止に同意するか？」

結果

賛成票が有効投票数の過半数を上回り、「2025年までにすべての原子力発電所の運転を停止する」ことを定めた電気事業法の条文削除が決定

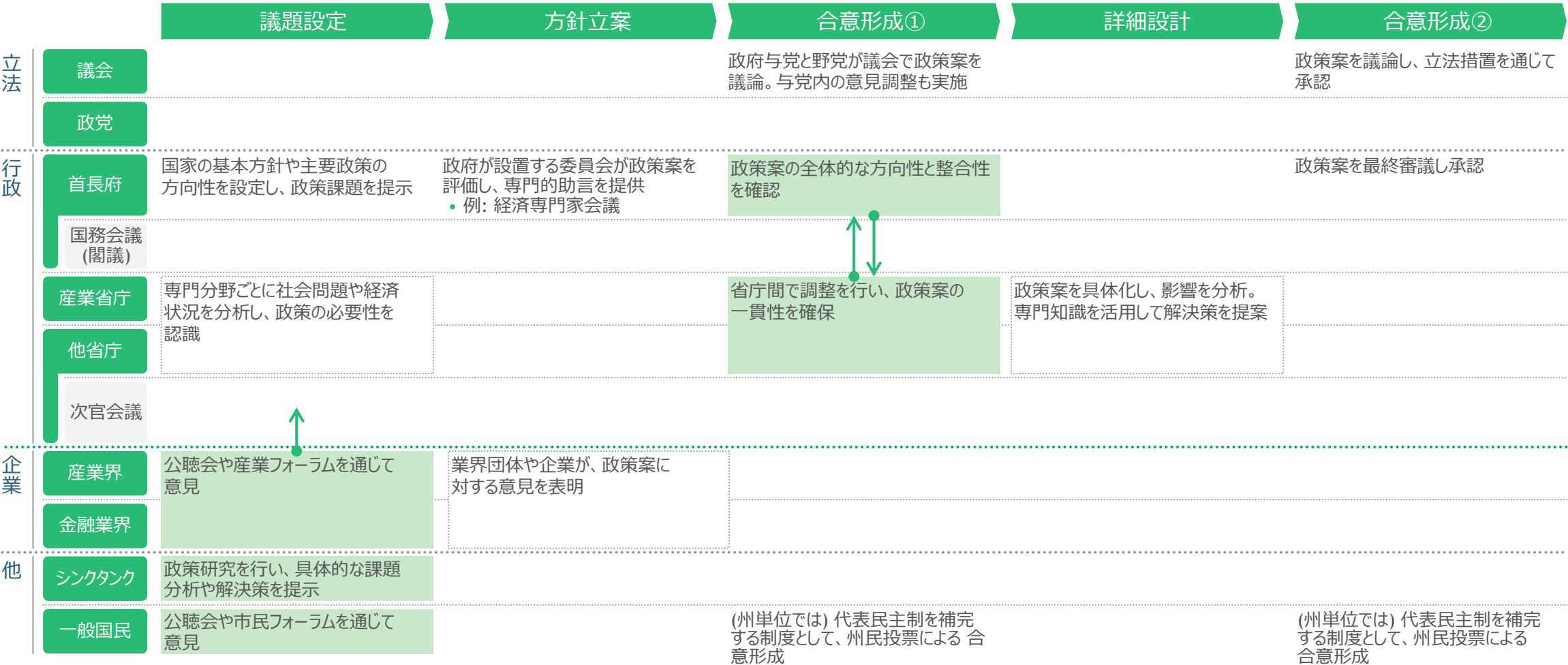


4

ドイツ

議題設定時には企業やシンクタンクからも意見を取り入れるが、方針立案以降は政府主導での推進が主

(2)-各主要国・地域における政策形成過程:機構 | ドイツの政策形成



Source: 現代ドイツのボランティア活動と参加政策 - 法政大学公共政策研究科; ドイツにおける移民法の成立過程 - 愛知教育大学; Bürgerdialog in Ostbelgien; 住民意思の反映とドイツの市民参加制度 - 早稲田大学大隈記念大学院



政策形成の主要なアクターと概要

(2)-各主要国・地域における政策形成過程:機構 | ドイツのアクター

		人数	主要団体/役職
立法	国会 (議員)	Bundestag: 736人 州比例: 約69人	連邦と16の州
	政党 (職員)	約数千人 (6 major groups)	CDU/CSU (Christian Democrats)、SPD (Social Democrats)、Greens、FDP (Free Democrats)、The Left、AfD (Alternative for Germany)
行政	首長府		
	大統領	1人	Frank-Walter Steinmeier
	首相	1人	Olaf Scholz
	大臣	15	-
	各省庁	約1.4万人	各省庁平均1,000人程度
	関係機関 (職員)	数千人	独立機関職員等
官民・アカデミア	業界・ロビー団体	多数	BDI (Federation of German Industries)、BDA (Employers' Associations)、ZVEI (German Electrical and Electronic Manufacturers' Association)
	シンクタンク	266	
	政府系	大半	Stiftung Wissenschaft und Politik (SWP)
	官民共同	少数	German Council on Foreign Relations (DGAP)
	民間	少数	Bertelsmann Stiftung
	アカデミア	~400	Humboldt University of Berlin、LMU Munich、University of Heidelberg
	メディア	約20社(主要)	Public broadcasters (ARD、ZDF)、private channels (RTL、ProSieben)、leading newspapers (Bild、Frankfurter Allgemeine Zeitung)等
	一般国民		
	電子ツール	人口約8,300万人	-
	デモ		

Source: 現代ドイツのボランティア活動と参加政策 - 法政大学公共政策研究科; ドイツにおける移民法の成立過程 - 愛知教育大学; Bürgerdialog in Ostbelgien; 住民意思の反映とドイツの市民参加制度 - 早稲田大学大隈記念大学院



緊急時の対応のため、ドイツではファストトラック手法が確立されている

(2)-各主要国・地域における政策形成過程:機構 | ファストトラックの活用

ファストトラック手法の概要

概要 ドイツのファストトラック法案審議(Schnellverfahren oder Fast-Track Lawmaking) は、通常の立法手続きを短縮し、緊急時に迅速な政策決定を可能にする仕組みである

根拠条文

ドイツ連邦共和国基本法

- 第76条(立法手続きの開始): 法案提出の緊急時には、政府が迅速な審議を求めることが可能
- 第77条(法律成立の手続き): 通常、法律案は3回の審議を経て可決されるが、緊急の場合は短縮できる
- 第78条(連邦議会と連邦参議院の協議): 連邦参議院(Bundesrat)の同意が必要な法案は、緊急事態時に迅速に協議が行われる場合がある
- 第80条(緊急命令・法令): 連邦政府が特定の条件下で緊急命令を発出し、即時執行できる
- 第115条(防衛状態): 国家の防衛や重大な危機時には、通常の立法手続きが省略される可能性がある

連邦議会規則

- 第81条(緊急手続き - Dringlichkeitsverfahren) 特に緊急性がある場合、通常の手続きを省略し、即時審議が可能
- 第85条(即時投票 - Sofortabstimmung) 重大な危機時には、1回の投票で法案を可決する手続きが認められる

執行条件と短縮の詳細

執行条件

- 首相が国家的緊急事態と宣言し議会または参議院の承認が必要。自然災害、パンデミック、経済危機、戦争、テロや安保の危機等が含まれる

手続き	通常の立法プロセス	ファストトラック審議
法案提出	政府・議員・連邦参議院が提案	同様（政府提案が多い）
第一読会（1st Reading）	長期間の審議	短縮または省略
委員会審議（Ausschussberatung）	詳細な審議・修正	最小限または省略
第二読会（2nd Reading）	追加修正を議論	迅速な承認
第三読会（3rd Reading）	最終審議と投票	即時投票
連邦参議院（Bundesrat）承認	通常は長期間必要	短縮（1日で可決される場合も）
署名・公布（Bundespräsident, Veröffentlichung）	数週間かかることも	迅速な公布・即時施行

- 2015年難民危機の際は76条の迅速な審議を行政が議会へ要請、参議院承認後、議会は1日で可決



データの質とアクセスのしやすさを重視したデータ公開を中心に、(1)民間の参加促進や(2)透明性の向上のための取り組みを多数実施

(2)-各主要国・地域における政策形成過程:機構 | ドイツの政策形成関連の取り組み

(1) 民間の参加促進

- 市民フォーラム (Bürgerdialog)(2011年~現在/連邦政府・地方自治体が主導)の開催
 - 市民が特定の政策課題について議論し意見を述べる場を提供。ドイツで広く実施されており、連邦政府や地方自治体が主催することが多い
 - 市民参加型政策形成は多くの国で試みられているが、ドイツでは特に地方自治体レベルでの実施頻度が高く、州と連邦レベルでも制度化されている

(2) 透明性の向上

- オープンデータの活用 (GovData.de) (2003年~現在/連邦政府・地方自治体が主導)
 - 「GovData.de」という中央データポータルを通じて、連邦や州が収集したデータを広く公開し、市民、研究者、企業による独立した分析や提案を可能とし、政策形成に参加するための基盤を提供
 - オープンデータ政策は多くの国で実施されているが、ドイツでは特にデータの質とアクセスのしやすさが重視されており、政策形成や公共サービスの改善に直接的に結びついている。市民科学 (Citizen Science) を活用した政策データの収集も特徴的
- 利益代表者の登録 (Lobbyregister)(2022年~現在/連邦議会・連邦政府主導)
 - 政策形成に関与するロビイストや団体の透明性を確保するため、利益代表者の登録を義務化。登録された団体がどのような利益を代表してどの政策に影響を与えようとしているかを公開し、市民が確認可能
 - 他の多くの国でロビイストの登録制度があるが、ドイツでは登録の義務化だけでなく、公開範囲が広く、政策決定プロセスにおける透明性が強調されており、EUやアメリカの制度よりも厳格
- 国際連携の実施 (2016年~現在/外務省・内務省が主導)
 - OECDやEUなどの国際機関と協力し、オープンなガバナンスのための取り組みを学び導入
 - 例: オープン・ガバメント・パートナーシップ (OGP) の枠組みに基づいた政策の透明性向上
- 市民科学の推進 (Citizen Science)(2014年~現在/教育研究省・環境省が主導)
 - 市民が科学研究やデータ収集に参加し、政策形成に役立つ知見を提供する活動を推進
- 情報公開の義務 (Informationsfreiheitsgesetz, IFG)(2006年~現在/内務省・州政府が主導)
 - 市民が政府の情報にアクセスできる権利を保障する法律。政府の意思決定過程に関する文書を公開し、透明性を確保



政治任用職が政権交代と同時に交代するため、アクターの移動が盛ん

(2)-各主要国・地域における政策形成過程:人材 | ドイツの主要なアクターのキャリアパス

		前職や出身団体等	育成方法	キャリアパス
立法	国会 (議員)	政治家、政党関係、州政府、NPO団体等	- 新人議員向け研修 - 政党勉強会、研修、シンクタンク研修	当選する限りは職を継続する形が一般的 行政上級職、政党職員、閣僚・閣僚級高官、業界団体社外取締役等
	政党 (職員)	法律、民間、アカデミア、州政府、青年政党組織等	- 政党員向け向け研修 - メンターシップ	職員としてキャリアパスの土台を作り下記へ転職 高級管理職等の任命職、議会スタッフ、政府関連の職務
行政	首長府			
	大統領	州大統領、法律、アカデミア、官僚・公務員等	—	大統領は政治的傾向を持たないため任期満了後は政治以外の活動に従事 講演、国際外交、財団等
	首相	政党上級職員、議員、アカデミア、省庁長官	—	任期満了後多様な活動に従事 講演、国際外交、民間、財団等
	大臣	政党により任命、議員、州政府、政党上級職員、アカデミアや民間の専門職	- 新大臣研修 - 省庁間勉強会、外部委員会等	基本省庁政党交代と共に一斉交代 ロビー団体、議員、複数の職種へ転職
	各省庁			
	政治任用職	キャリア官僚が半数弱、そのほか、州政府出身者、政党団体、議員経験者、民間団体、アカデミア等	(前職の経験を生かして活躍)	基本政府関係の職へ就任 州政府、他省庁の移動
	一般職員	—(新卒キャリア公務員)	オンライン研修	基本所属機関での出世 一定数民間への転職も存在
	関係機関 (職員)	高校～大学院卒により4つの職員レベルが存在	- OJT - 各レベルにより異なる研修	
官民・アカデミア	業界・ロビー団体	基本は自身の職種に応じた団体へ継続所属、一定数規制知見保有者、PR経験者	—	民間、コンサル会社、アカデミアや研究機関
	シンクタンク			
	政府系	政府、アカデミア、研究機関	政府プロセスの研修	同組織内昇進、政府ポスト、国際機関等
	官民共同	専門シンクタンクが多いため、特定業界での経験(経済、技術、ヘルスケア)	官民ステークホルダー対応研修	同組織内出世、一部政府任命、政府機関、アカデミア 各社政治的傾向が異なり、別派閥への移転も難しい
	民間	NGO、アドボカシー団体、ジャーナリスト等	政府ロビーイング研修	
	アカデミア	アカデミア出身が大多数	学部、大学院、PhDを経て教授キャリア	転職をせず定年まで勤務が主流
	メディア	放送大学、ジャーナリズム専攻等	地方局等	同組織の昇進



政権交代後国会・政党が主導で数百人単位で政治任用を行うが、米国と比較すると人数・民間登用は少ない

(2)-各主要国・地域における政策形成過程:人材 | ドイツの主要なアクターの移動事例

政治任用の割合

政権交代ごとに約500人任命役職に就任



各ステークホルダーの特色や概要

首相のみに米国と比べ任命を通じた影響力は少ない

- 内閣(約17人)、Head of the Chancellery (1人)、State Secretaries in the Chancellery(2~3人)、Government Spokesperson (1人)、ドイツFBI(BND1人)
- 任命者の大半は官僚、政治家、州政府経験者
 - Spokes person, BND等はPR・ジャーナリズム、安保・軍関係出身が多い

各政党の国会議席比率により15省庁が政党(含む野党)へ割り当てられる

- 各省庁の長官は割り当てられた政党により決定
 - 大半が国会経験者、その他州政府、政党組織の高級職、法律、アカデミア経験者
- 各省庁長官は自身の省庁の約20~30高級職を任命するものの、半数弱は既存官僚であり米国と比べ民間登用は多くはない
 - 役職例: State Secretaries (Staatssekretäre), Parliamentary State Secretaries (Parlamentarische Staatssekretäre), Political Advisors & Chiefs of Staff
 - キャリア官僚(40%)、州政府(15%)、政党キャンペーン団体(10%)、議会経験者(10%)、民間・関連団体(10%)、その他アカデミア、シンクタンク、NGO等(15%)



複数政党制の下、州レベルの意見も反映しつつ、民間、シンクタンクと連携し政策の現実性を見極め実施している

(3)-政策形成過程の改革に関する経緯及び議論 | ドイツの制度変遷

	a 1990-2005年 西・東ドイツの統一と経済統合	b 2005～2015年 欧州統合と経済の安定	c 2015～2024 デジタル化と持続可能性
方針立案	① 民間ルール形成との並走 89年ベルリンの壁崩壊後、西・東ドイツ統一により政府は圧倒的な権力を握り、実質的な介入と政策決定によって統一と経済統合の努力を主導した - 政府は、国有企業の民間所有への転換や、移行を支援するための規制枠組みの確立 - Hartz I-IV政策では失業を減らし、労働市場の柔軟性を高める一連の労働市場改革を実施	政府は特に経済、エネルギー、自動車、デジタルの管理に執念。主要産業は、イノベーションを推進し、政府の政策を実行することで大きな影響力を獲得した - メルケル首相の元、リーマンショックへ対応するためのBasel条約の策定をドイチェ、コメルツ銀行と推進 - SAPやIBMと官民協定の元デジタルトランスフォーメーションの推進 - VW, BMW, Daimlerと電動自動車の研究開発	共生関係により、ドイツはデジタル・インフラ、持続可能性の目標、経済競争力を効果的に推進することができた 21年以降シュルツ首相は引き続き持続可能性とデジタル変革をさらに強調 - Industry 4.0では Siemens, Bosch, SAP等とスマート工場やインフラの促進がされ、5Gのネットワーク拡張はDeutsche Telekomと共に行われた - 金融産業を巻き込みESGを投資判断の基準として導入を促進した
	② 外部シンクタンク等との協働 ドイツには政策研究機関の強い伝統があるが、この時代は政府主導の元シンクタンクはサポート役として活動 政府は独立系のシンクタンクではなく、国営の経済研究所や大学の政策センターに頼り統一政策を進めた	メルケル首相の元経済・金融、エネルギー、欧州統合政策においてシンクタンクの影響力が増大した ユーロ圏危機時代はシンクタンク助言の元、借入を額と率を制限、経済緩和も実施した、またBaselIIIは銀行規制強化、ガバナンス改革につながった	両者共存し、政策分野によってはシンクタンクの助言を強く受け止め政策に反映した シンクタンクは政府のHuaweiに対する寛大な対応に反対し、サイバーセキュリティリスクを指摘。その結果、Huawei製品の禁止に至る
	③ 国民提案の採用 政府は政策の方向性を握っていたが、国民の声も政策へ反映 労働組合と労働者運動は抗議運動を通じ、ハartz改革の労働政策（失業保険や労働者権利の拡大）を支持	福島原発事故後、元々反原発の運動が加速化し、抗議運動を通じグリーンエネルギーの促進を指示した 結果メルケル首相は2022年までの全原発停止をエネルギー政策に組み込んだ	SNSやデジタル請願の元公民の政治への関与が高まり気候政策、デジタル著作権問題において、政府は市民の懸念に迅速に対応した CO2排出のさらなる厳格化、デジタル政策内に言論の自由を保護する改定
合意形成	④ 政治/官邸主導の強化 統一は強く推進され、西ドイツの反感を押し切り東ドイツへの投資や統合を促した 民営化された東ドイツの企業への投資西ドイツがためらったため、奨励するために補助金や税制優遇措置を提供	政府が促進した原子力発電の段階的廃止計画に伝統的なエネルギー大手は反発したが政策を推進した 影響を受けた企業には再生可能エネルギーへの投資移行を容易にするため、金銭的補償を提供したが企業側からは補償が不十分だという声が多く上がった	5Gネットワーク拡張時、国内テレコム会社とHuaweiの機材利用禁止のため反感の声が多発 セキュリティ上の懸念から、ドイツの5Gインフラへのファウエイの関与に制限を課したが、コスト増と5G展開の遅延のため政府は禁止を維持しつつ追加資金を提供
	⑤ 政策試行とEBPMの拡大 データを元に政策の修正を行う姿勢がみられる 90年代のHartz労働政策については、03年にデータ検証が行われ、失業保険手当が過剰であることを元に縮小された	規制影響評価（RIA）がすべての主要な法律に義務付けられた（06年） 政策実施後に修正をする姿勢はもれだが、政策立案時のEBPMは厳格に行い検討される	RIA評価にAI、ビッグデータ、予測モデリングが利用され今までは公表されていなかったRIAも大半は国民が直接見れるようになる GovDara.de市民が政策評価にアクセスできる一元化されたポータルサイトが設立され、ネットにての政策への意見交換が頻繁になった
	⑥ 国民投票の活用 国民投票は連邦では限定的な場面のみ承認されている（国土の変更、憲法の変更、国会の解散）、州レベルでは国民投票は鉄道、大規模インフラ投資等で利用されている		



自動運転の制定においては政府はトップダウンで指導したものの、シンクタンクや民間の専門知識や意見も考慮しつつ法案成立を推進

(3)-政策形成過程の改革に関する経緯及び議論 | 経済政策事例:自動運転の特定地規制緩和

政策概要

目的 自動運転技術の早期実用化を推進し、ドイツを自動運転分野の世界的リーダーとする

政策内容 特定区域内でのレベル4自動運転の実用化が可能に。
また事故時の自動運転判断基準を「人命の最優先」と定義

制定年度 2021年5月可決、同年7月法律制定

政策プロセス

行政・立法



民間・市民・宗教団体・NGO



法案提出前

連邦交通デジタルインフラ省(BMDV)、連邦経済エネルギー省(BMWi)、連邦環境省(BMU)などが連携し、技術開発支援や規制策定を主導



政府要請を受け、行政直下・民間シンクタンク、研究機関、民間会社が、自動運転技術の安全性、倫理的課題、インフラ整備の必要性について政策提言を実施

- 高技術政策立案では民間、シンクタンクが活発的に投与される

法案提出後～審議段階

2021年2月に初期提出

政府内協議: BMDV、BMWi、BMUが中心となり、ビジネスモデル・技術規格、事故時の責任範囲、データ管理について政策調整



意見を元に調整

法務省がプライバシー問題を指摘し、関連箇所を大幅添削

法案最終～成立後

「自動運転法(Autonomes Fahren Gesetz)」が2021年7月に成立し、特定区域内でのレベル4自動運転の実用化が可能



難民受け入れの制定においては市民社会、宗教団体、ngoなどの多様なステークホルダーの声を受けて、ファストトラックプロセスを用いて迅速に政策立案

(3)-政策形成過程の改革に関する経緯及び議論 | 難民の受け入れ

政策概要

目的 シリア、イラク、アフガニスタンなどの国からの難民の受け入れの迅速化を決定。普段数年や数カ月かかる承認プロセスを数週間へ短縮

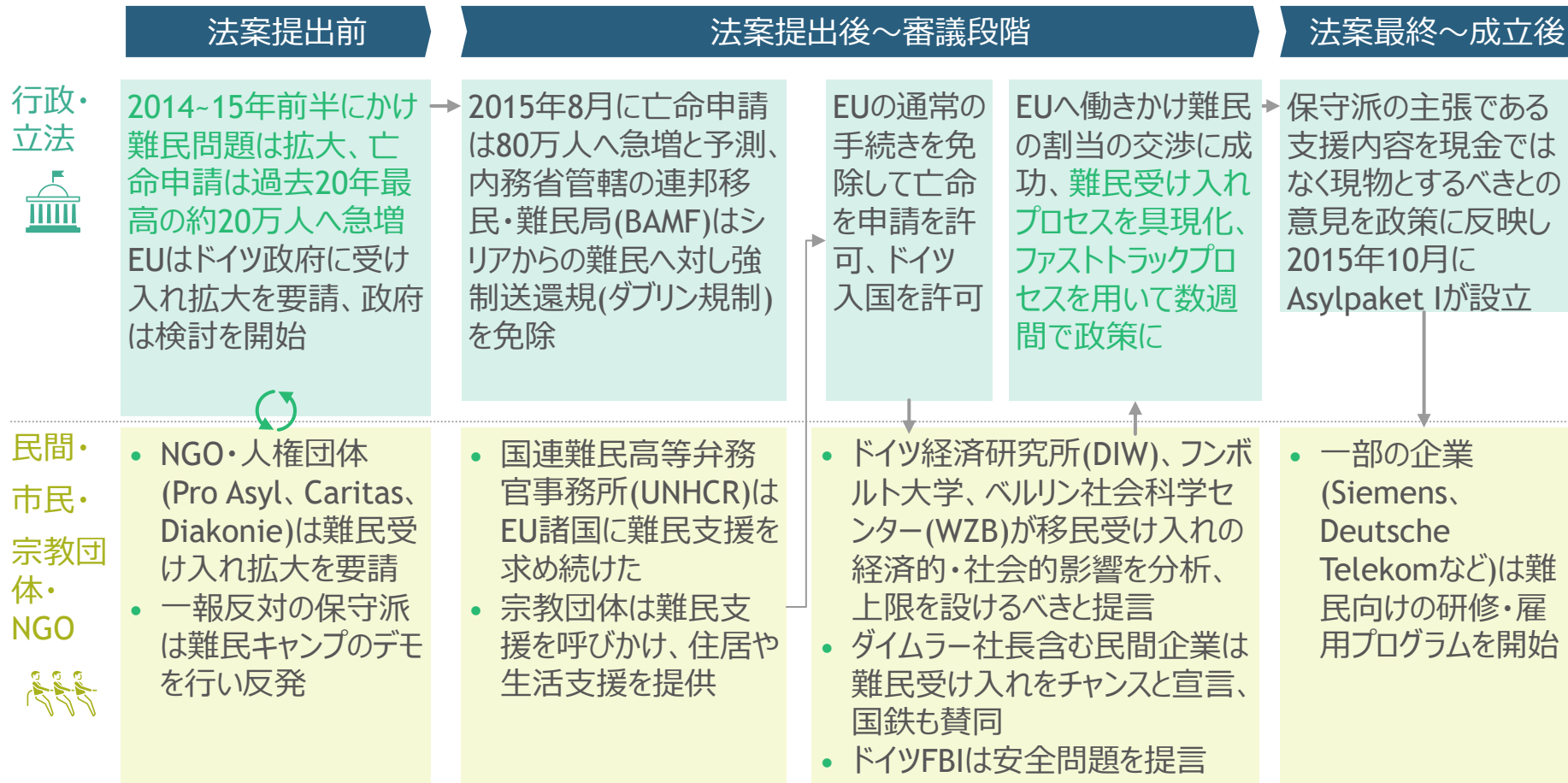
政策内容

- 難民受け入れプロセスの短縮化(承認・拒否)
- 受け入れセンターの設立

制定年度

- Asylpaket I 2015年10月
- Asylpaket II 2016年3月

政策プロセス





5 イギリス

議題設定時は政府や議員が推進、方針立案以降は政府主導の元、民間、シンクタンク等の意見を取り入れながら推進

(2)-各主要国・地域における政策形成過程:機構 | 英国の政策形成プロセス

		議題設定	方針立案	合意形成①	詳細設計	合意形成②
立法	国会	選択委員会は政策論争を形成し、政府の責任を追及	政策案の立案、与党内調整、行政からの案に対しては早期意見提出	上院にて1度目の会議では政策の発表、2度目は討議と投票、公共法案委員会による承認・添削	法律の制定や予算の承認を行い、政策の立法化を実施	上院にて3度目の最終会議を行い可否、上院承認後、下院でも3度の会議を行う
	政党	選挙活動時に挙げた政策を国会にて提案				
行政	首相府	国家の基本方針や主要政策の方向性を設定し、政策課題を提示年間約15-20の大型政策を可決	政策案の立案: Green paper(早期案)とWhite paperを作成、閣内合意を得るため省庁や反対が予測される団体と妥協点を探る			総統が公布
	国務会議(閣議)					
	省庁	専門分野ごとにデータを分析し、政策が必要とされる分野を特定	政策案の実行可能性、財政影響、環境への影響などを評価	関係省庁にて政策の調整	政策を具体的なプログラムや行動計画に落とし込み	
	特別省庁 次官会議					
企業	産業界		業界の知識や経験に基づき提案。特に経済政策や産業振興政策で重要な役割を果たす	協議機関を通じて特定分野について協議、業界団体も抗議する非正式なヒアリングを実施。透明性のため公表するヒアリングも開催。		
	金融業界					
他	シンクタンク	専門分野ごとにデータを分析し、政策が必要とされる分野を特定	政策案のエビデンスを提供し、専門的な助言を実行			
	一般国民					

Source: 英国憲法1911年、1949年改正; 英国国会; 英国政府マニュアル

政策形成の主要なアクターと概要

(2)-各主要国・地域における政策形成過程:機構 | 英国のアクター

		単位	主要団体/役職
立法	国会 (議員)	House of Commons	650人
		House of Lords	約800人 ¹
	政党 (職員)	約数千人	- House of Commons、直接選挙議員、労働(404)、保守派(121)、LDP(72)その他(53) - 任命職の上院、米国と比べ影響力はごくわずか。司教等も座席を有していて席数の上限は無い - 各政党500~1,000人程度
行政	首長府	首相	1人
		政治任用職 ²	約250人
	省庁	省庁	24個
		省庁職員	数50万人
			- 内務省、外務省、法務省等の省庁 (Home office, Ministry of xxx, Department of xx) 2016年対比で30%強い成長
民間	業界・ロビー団体	~100団体	BMA (British Medical Association)、Make UK (エンジニア団体)、ADS Group(航空宇宙団体)等
	シンクタンク	政府系	国会傘下のParliamentary Office of Science and Technology (POST)等
		官民共同	Institute for Fiscal Studies (IFS)、International Institute for Strategic Studies
		民間	Bright Blue (中道右派)、Institute of Economic Affairs
	アカデミア	~300	Cambridge, Oxford, LSE, UCL, Durham University, Imperial College, Warwick, Edinburg
	メディア	約20社(主要)	BBC, Sky Group, ITV, Channel Four, The Guardian, The Daily Telegraph, The Economist
	一般国民		
	電子ツール	人口約6,900万人	英国議会請願ウェブサイト、MySociety(政府への市民参加を促進するプラットフォーム)
	デモ		

Source: Financial Times; 英国議会請願HP
Note: 1. 座席数は固定ではなく任命により増減, 2. 内閣長官、副長官、次官、Special Advisor, 独立組織長官(Governor of the Bank of England等)首相独断、国会承認、両方等を含む任命職

英内閣は議員(MP)または元議員で構成されるが、首相独断任命の特別アドバイザーは 民間・メディア経験者が政策立案へ関与

(2)-各主要国・地域における政策形成過程:機構 | 英国の主要なアクターのキャリアパス

		前職や出身団体等	育成方法	キャリアパス
立法	国会 (議員)	官僚や政治経験者、弁護士、実業家、地域社会のリーダー、企業経営者、元軍人等	- 議会入門プログラムや公演説、代表地域マネジメント、ベテラン議員のシャドーイングや模範討論会への参加 - ウェストミンスター民主主義財団(WFD)による審議員研修	当選する限りは職を継続する形が一般的 行政上級職、閣僚・閣僚級高官、業界団体社外取締役等
	政党 (職員)	青年団体の時に入党、地方政府職員、党内の研究所	- 党内の議員候補トレーニングにて、公演説、メディア対応、選挙手法研修 - 各党毎に青年政治団体を運営	職員としてキャリアパスの土台を作り下記へ転職 高級管理職等の任命職、議会スタッフ、政府関連の職務、ロビー活
行政	首長府 首相	議員、知事、官僚、法的キャリア、アカデミア	シニアアドバイザー、元首相、内閣のメンターからの非公式なコーチング	任期満了後多様な活動に従事 政党顧問や選挙活動、講演、等
	政治任用職(政務人員)	軍人、事務官、議員、部会長(中央レベルの行政機関の長)、局処長(地方レベルの行政機関の長)、大学教授、党職員、実業家、メディア	-(自身の経歴職歴を生かして活躍)	
	各省庁 省庁職員	主に新卒から官僚国家試験に合格し、就任	- 新卒職員研修 - 昇進ごとに研修(特定スキル、英語)	基本定年まで在籍が主流、民間へアドバイザーやアカデミアへも転職も一定数
民間	業界・ロビー団体	基本は自身の職種に応じた団体へ継続所属	-	基本は自身の職種に応じた団体へ継続所属 議会スタッフや政治任用職への転職あり
	シンクタンク 政府系	大半が政府機関、その他アカデミア、民間出身者	政府の仕組みの研修	政府機関、政府・民間でのアドバイザー役職
	官民共同	アカデミア、民間、政府機関出身者	- 民間と似た新人研修、OJT - そのほかワークショップ、セミナー、カンファレンス参加等で専門知識を更新	- アカデミア、民間シンクタンクへの転職、一定数は政府へ転職 - 自信で研究機関の設立も一定数
	民間	主にアカデミアと民間、一定数政府出身		
	アカデミア	アカデミア出身が大多数	学部、大学院、PhDを経て教授キャリアを開始	転職をせず定年まで勤務が主流
	メディア	放送大学、ジャーナリズム専攻等	地方局等	同組織の昇進、または任命により行政へ参画

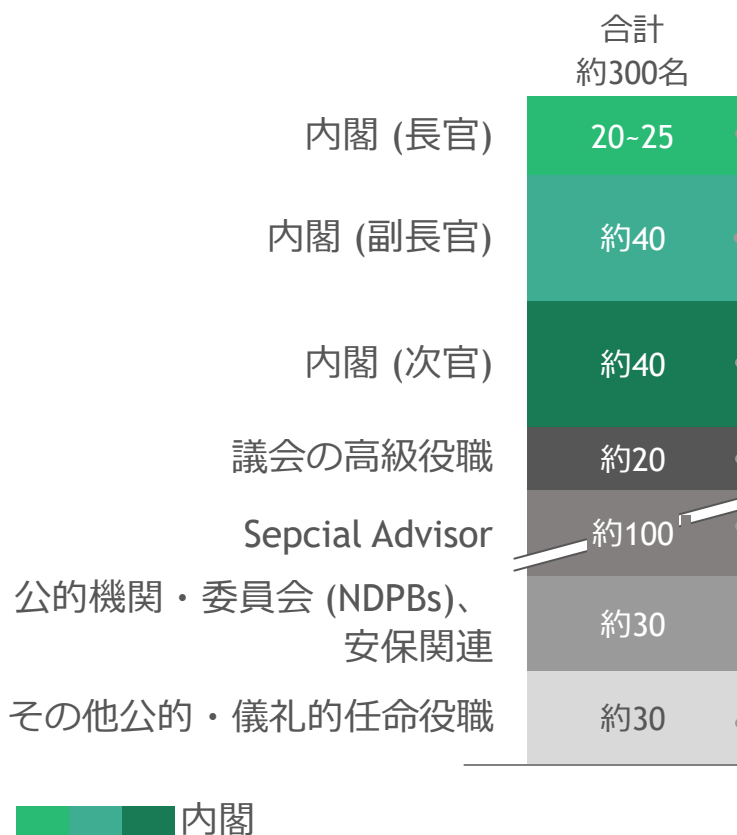


新首相ごとに約250名～300名程度を首相が直接選定

(2)-各主要国・地域における政策形成過程:人材 | 政治任用の概要

政治任用の割合

政権交代ごとに約250～300人が首相・国会任命で高級管理職や関係機関の部長役職に就任



各ステークホルダーの特色や概要

Department of xxxの Secretary(長官)役職、通称Cabinet Ministers

- 任命者背景: 議員であることが必須、大半が上院から任命、下院からの任命は希
- 長官は副長官の経験や政党リーダー等の経験を保有していることが大半

Department of xxxの Ministers of State(副長官)役職、Junior Cabinet Ministers

- 任命者背景は長官同様、希に国防省等の副長官が軍隊出身の人のため、下院に任命され副長官に任命される
- 内閣ミーティングへは副長官未満は基本的参加しない

Parliamentary Under Secretaries of State (PUSS) (次官)

- 任命者背景は上記同様、政党での活躍、地方政府等の経験を保有している
- 利害関係者の関与などを担当する政府の下級大臣、担当領域の政策執行と政府広報を遂行

長官や副長官と兼務可能な議員内特別役職

- 下院・上院議長(2)、政府内政党リーダーChief Whipや副Whip, Party Whip(約15)、Chancellor等特定の領域を持たない長官、で内閣以下をまとめるリーダー(1)、Attorney General(1)、Lord Privy Seal特別役職(1)、Paymaster General(公的資金管理長官)(1)、First Secretary of State緊急時の首相ポスト(1)

首相が独断で選ぶ政治職。主に任命された責任カ所の助言や政策を遂行。選挙活動貢献者やメディアで影響力を持つ著名人も任命され、制度的には決定権や拘束力はないものの首長の相談役として省庁等へ実質的な影響力を持つ

- 出身団体: 政党员(30%)、メディアジャーナリズム(20%)、シンクタンク・研究所・アカデミア(25%)、元官僚(10%)、法律やロビー活動(10%)、民間、軍とその他(5%)
- 役職例: Chief of Staff to the PM, Director of Communications, Special Advisers in #10, Advisor to Cabinet Ministers

約300団体の独立機関や政府所有の事業体の内、20程度の重要な団体の委員長や長官を任命

- 出身団体: 民間や政治経験者(80%)、アカデミア、NGO、財団 (20%)
- 重要組織例: Join Intelligence Committee, Governor of the Bank of England, Office of Gas and Electricity Markets, Water Authority, Financial Conduct等

政治的の影響力は少ないが、文化・宗教側面から国を支える団体の長官

- 英国国教会の司教、郡担当の司教(20)、Chairperson of the British Museum, the National Gallery, BBC, Royal Opera House等



メディアやジャーナリスト出身の特別アドバイザー (Spads) は選挙活動貢献やBrexitの政策の際において経験を発揮した

(2)-各主要国・地域における政策形成過程:人材 | 政治任用者の例

	経歴	任命ポストと関与した政策	任命した首相
1 Alastair Campbell	- ジャーナリスト、放送作家 (1980年~1993年) - Tavistock Times (地方新聞), Daily Mirror (労働党寄りの全国新聞), Today(全国新聞)	Press Secretary (1994-1997), Chief Press Secretary (1997-2000), Director of Communications and Strategy (2000-2003) 労働党の主要戦略家。労働党のブランド再構築と1997年の選挙勝利の調整に貢献した	Tony Blair 労働党1997-2007
2 Craig Oliver	- メディア (1992年~2011年) - スコットランド地方TV、ITV、BBC	Director of Communications (2011-2016) - 保守党の2015年選挙勝利にデジタルをした市民コミュニケーションへ貢献した - Brexitの際は政府の残留意見を国民へ伝えたが国民投票後、離脱に至る²	David Cameron 保守党2010-2016
3 Fiona Hill	- ジャーナリスト (不明~2016年) - Daily Record, The Scotsman, Sky News	Joint Chief of Staff in Downing St #10 (2016-2017) 2015年現代奴隷法 (Modern Slavery Act 2015) の策定と推進において極めて重要な役割を果たし、犯罪者に対する罰則を強化するとともに被害者への支援を強化し、英国を現代奴隷制対策のリーダーとして位置づけた³	Theresa May 保守党2016-2019



Brexitの際、政府はシンクタンク、ロビー団体、国民の意見を反映し、残留のままEU内の英国権利の強化を図ったが、国民投票で離脱が決定

(3)-政策形成過程の改革に関する経緯及び議論 | 経済政策事例:(1/2) Brexitの概要

政策概要

政策プロセス

背景・目的	EU加盟のデメリットに対し不満が募り英国の権利拡大または完全な離脱を求める政治家や一般市民が増加 離脱・残留の国民投票が実施され、離脱が決定 行政・立法 	離脱・残留意見の初期対立 検討委員会を設置 産業、貿易、環境テーマ等32個のレポートを2012~14年の間に各省庁が作成¹ 保守党内でのEU離脱をめぐる議員の対立、次総選挙で独立党に負けるリスクが増加。2013年、キャメロン首相は、次総選挙で保守党が勝てば国民投票を実施し国民の声を最重視すると発表	国民投票実施確定までの審議段階 2015年にキャメロン氏が再選しOpen EuropeのディレクターMats Perssonがキャメロン首相のEU交渉アドバイザーに就任 2016年英国商務省のビジネス委員会が正式意見交換会を開催 政府は下記の意見を聞き残留を継続しつつEU内の英国権利を強化、EU規制の軽減を唱えた⁶また財務省は離脱すればGDPがマイナスになると提言	国民投票実施後制定前 2016年6月の国民投票では、52%対48%で離脱派が勝利。離脱は決定したが詳細の政策は今後確定
政策内容	英国権利強化、条件付きの残留、離脱等が議論されたのち、国民投票の実施を決定 民間・業界団体 	2010年以降シンクタンク、業界団体はEU離脱・残留について論文出版、メディアキャンペーン、議員へ直接連絡を通し世間へ訴えた - IEAは賞金€10万のEU離脱案大会を開催し政府と世へ離脱への真剣度をアピール¹、中立派のOpen EuropeはEU内での英国の影響力強化を提言² - CBI(英国企業組合)は19万社の組合員にアンケートを実施、残留が多数でEU離脱へ懸念を提言³、中小企業団体は離脱への賛成を提言	残留・離脱の両シナリオに対し懸念や改善案の声や論文等が寄せられた - FTSE100の社長含む1,200人は直接政府へ残留の250の中小企業は離脱の意見を公開した⁴ - CBIは残留へ賛成、ただし企業への関税や負担を減らすことを条件と提言 - 国際機関のOECDやIMFは離脱の悪影響を唱えた研究を政府やメディアに出版、政治家や一般市民は「専門家」の意見を疑心する声明が上がった	残留派の民間企業組合のCBIと労働組合団体(TUC)が異例の同盟を結び雇用と投資の確保を優先し、英国におけるEU市民の地位を保証する事を政府へ呼びかけた
制定年度	2016年6月国民投票にて可決 2020年1月に実施			

Source: 1.英国政府Review of the Balance of competences; 2.IEA記事; 3.Open Europe The Case for European Localism (2012); 4.CBI "Our Global Future"; (2013); 5.BBC 記事(2016); 6.英国政府レポート(2016);



Brexitの際には、国民への説明不足や議論不足により妥協点を見つけられずに離脱に至ったという指摘があり、透明性の担保やステークホルダー間協議の促進は重要

(3)-政策形成過程の改革に関する経緯及び議論 | 経済政策事例:(2/2) Brexit問題点と改善案



Brexitの問題点

- 1 交渉が非公表で行われ、ステークホルダーごとの意見や動向が不透明な中、市民や海外ステークホルダーは不安・不満を感じていた
- 2 Yes/No (離脱、残留)のような過激な選択肢だけが提供され、対立する当事者たちは相手の批判に走った
- 3 公表な議論や委員会において、特定の団体や専門家のエリート・専門家主導と受け取られ、国民や対立するステークホルダー同士の信頼が損なわれた



指摘および改善案

- 交渉は交渉当事者に限られたものであってはならず、より広範な利害関係者に影響を及ぼすものであるため、透明性を確保すべきである
ー外務省(2016)¹
- 一般的には対立している業界団体と労働組合等が、お互い納得している妥協した指摘を政府に声明することで、より建設的な議論が可能
ー英国労働組合TUC、企業組合CBI²
- ブレグジットの際、アクセスしやすく信頼できる情報が不足していたため、国民の一部は感情的なキャンペーンに頼ることになった。それを避けるべく簡単にアクセスが出来る分かりやすい情報源を提供すべきである
ーケンブリッジ大学³



Health Act 2006の際、政府は、医療・ロビー団体、国民の意見を反映し禁煙政策を制定

(3)-政策形成過程の改革に関する経緯及び議論 | 社会・健康政策事例:Health Act 2006

政策概要

政策プロセス

目的	Health Act 2006 飲食店などの密閉空間での喫煙が禁止にされた		法案提出前		法案提出後~審議段階		法案成立
政策内容	公共の密閉空間（レストラン、ホテル等）、私的空間（会員制クラブ等）での喫煙が全面的に禁止された 一部の葉巻ラウンジのみ、国からの免許を付与され、密閉空間でも葉巻の喫煙が許可	行政・立法 民間・業界団体 	労働党は当初全面的禁煙に対し既存の任意分煙政策があるため、喫煙は市民の自由と提言	下記世論を受け2005年労働党の選挙ゴールとして部分的禁煙（食事を提供するパブは禁煙、以外は喫煙可）を公約。内閣内でも意見が分かれ、全面禁煙を求める声と対立	2005年総選挙後、部分的喫煙委員会を設立レポートを作成	- レポート内では「全面喫煙が唯一の有効な手段」と記載したものの、厚労省長官は部分的禁煙政策を国会へヒアリング、議員は猛反対した - Whipは今回の政策においては議員の自由投票を宣言	政党方針に縛られず投票を可能にし2006年2月に投票の元可決された 本政策は個人で使うホテルの部屋や長期滞在老人ホーム、刑務所等は除外された
制定年度	2006年6月可決 2007年7月制定		1999年の分煙政策は任意であり、2002年のサービス業団体(AIR)の調査では分煙基準を満たすパブは4割、分煙未対応は3割程度 ¹ 。室内禁煙の姿勢が強化し、健康団体やNGOは賛成、ホスピタリティ団体や煙草業界団体は反対 2004年英国医療団体(BMA)、医師会、喫煙禁止NGO(ASH)は禁煙連合を作成、任意的な分煙規制は不十分で、顧客・社員を危険にさらしている研究を発表^{2,3} - サービス業組合や煙草生産者団体(TMA)は任意政策へ賛成、パブが禁煙にすると家庭喫煙が増え子供に悪影響を及ぼすと提言 - 世論調査では室内禁止が66%の支持率⁴			部分的禁煙政策は医療団体から規制強化、サービス組合からは不公平、TMAからは規制緩和の声が上がった - 禁煙運動団体(ASH)や癌研究UKと幅広い医療関係団体は副流煙の健康リスクのため全面的禁煙を議員へ直接呼びかけた - サービス業組合は政府の訂正議論の際、部分的禁煙は中小企業が不利になるため全面的禁煙の方が公平のため支持された - TMAは非公式に水面下で部分的禁煙支持議員にロビー活動を続けていた	- 喫煙者は不満があったものの、2014年市民アンケートでは78%が当時の政策を支持した⁵ - サービス業界はBBPAは売上減、閉業したパブの実態を訴えたが禁煙策のみの影響ではないことをしばし受けとめた - たばこ業界はメディアでは反論を示さなかったが、喫煙者権利団体に資金を流し不満を声明



bcg.com